

つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン

仙台市子どもの貧困対策計画
仙台市ひとり親家庭等自立促進計画
(令和5年度～令和9年度)

【 最終案 】

令和5年3月

仙 台 市

目次

第1章 計画の基本	1
1 策定の経緯と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ・他計画との関係.....	2
3 計画期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 子ども・子育ての現状と課題	3
1 現 状.....	4
(1) 貧困率.....	4
(2) 統計からみる本市の現状.....	7
(3) 保護者の状況.....	10
(4) 子どもの状況.....	17
(5) ひとり親家庭等の状況.....	20
(6) 児童養護施設入所児童等の状況.....	23
(7) 新型コロナウイルス感染症の影響.....	24
2 課 題.....	27
(1) 子どもの生活と教育に関する課題.....	27
(2) 経済的支援と自立に関する課題.....	27
(3) つながる体制と支援情報の提供に関する課題.....	28
(4) ひとり親家庭等の負担軽減に関する課題.....	28
第3章 基本目標と基本的な方向性	29
1 基本目標.....	29
2 施策推進の基本的な方向性.....	29
(1) 子どもを支える.....	29
(2) 家庭を支える.....	29
(3) 支える仕組みづくり.....	30
3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	30
4 施策の体系.....	32
第4章 施策の展開	33

1	子どもを支える.....	33
	(1) 学びの支援.....	33
	(2) つながりの場づくり.....	34
	(3) 困難な環境で育つ子どもへの支援.....	35
2	家庭を支える.....	37
	(1) 保護者の就労支援.....	37
	(2) 子育て支援体制の充実.....	38
	(3) 経済的支援.....	43
3	支える仕組みづくり.....	45
	(1) 相談支援事業の充実と情報提供.....	45
	(2) 支援する人材・体制づくりと各種機関・団体の連携.....	48
	(3) 専門的な支援を要するケースへの対応.....	51
第5章	計画の推進.....	54
1	計画の推進体制.....	54
2	各施策の実施状況の把握.....	54
3	調査.....	54
4	次期計画策定に向けた検討.....	54

第1章 計画の基本

1 策定の経緯と趣旨

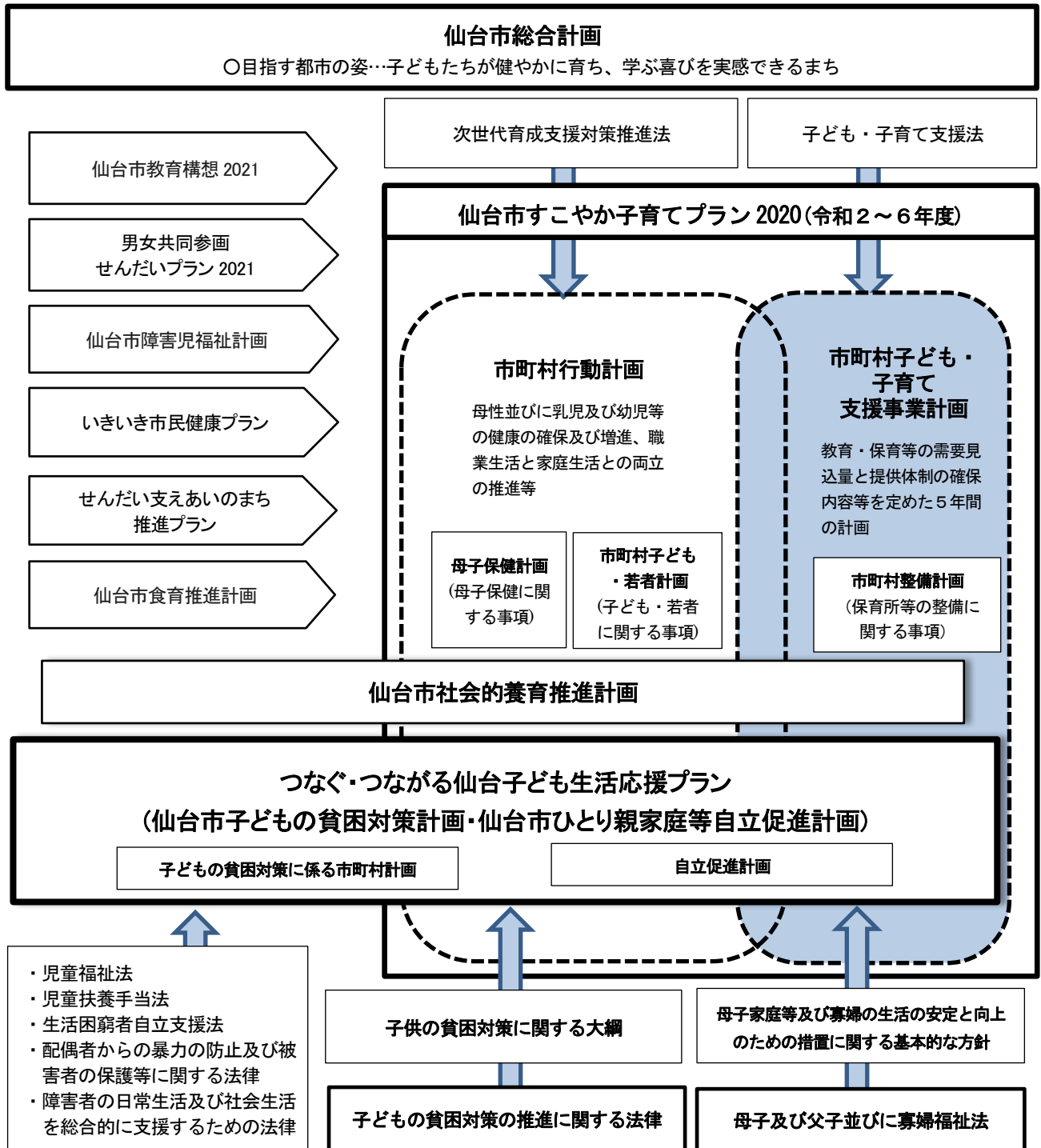
- 本市では、平成30年3月に「つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン」（仙台市子どもの貧困対策計画）を策定し、仙台に暮らす子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って、その将来の可能性を広げることのできる社会の実現を目指し、各種施策に取り組んできました。
- また、ひとり親家庭等に対しては、平成17年3月に第1期計画を策定し、平成22年3月と平成27年3月、令和2年3月に5年ごとの計画を見直し、現在は令和2年度からの第4期「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」（仙台市ひとり親家庭等自立促進計画）に基づき、子どもの健やかな成長を支え、親子が自立し安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、各種施策に取り組んでいます。
- この間、国においては令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、現在から将来にわたって、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり子どもの貧困対策を推進することが目的に明記されました。さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）のうち、目標1において「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」とされており、貧困対策は、国際的にも重要な課題となっています。
- こうした背景や、令和3年11月に実施した「仙台市子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和4年度までを計画期間とする「つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン」の改定にあたり、施策の方向性が共通する部分が多い「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」の改定時期を2年間前倒しし、両計画を一体化した計画として「つなぐ・つながる仙台子ども生活応援プラン」を策定し、親子が安心して暮らし、子どもたちが、夢や希望を持って健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策並びに母子家庭、父子家庭及び寡婦であるひとり親家庭等への支援を総合的に推進していきます。
- なお、計画策定に当たっては、「仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会」を設置し、各関連分野の有識者の助言を得るとともに、市民意見募集などを通じ、多くの皆様からご意見をいただきました。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」と、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を一体のものとして、関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

【イメージ図】



3 計画期間

- 令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間とします。

4 計画の対象

- 本計画の対象については、「現に生活困窮状態にある、または将来的に生活困窮状態に陥りやすい状況にある、母の妊娠期から概ね20代前半までの子ども及びその家庭」とします。

第2章 子ども・子育ての現状と課題

本章では、下記の調査結果、関係資料等を参考に、子ども・子育てに係る現状の分析と課題の抽出を行っています。

①仙台市子どもの生活に関する実態調査（令和3年11月実施、令和4年3月調査結果報告書発行）

・アンケート調査（市内8,716人を対象）

一般アンケート：住民基本台帳より無作為抽出した子ども及び保護者を対象に実施

対象者アンケート：ひとり親家庭等より無作為抽出した子ども及び保護者並びに児童養護施設入所児童を対象に実施

アンケート種類	属性	配布数	有効回答数	有効回答率
i 一般アンケート （保護者用）	本市居住者の0～18歳未満の子どもがいる世帯の保護者	2,700	1,108	41.0%
ii 一般アンケート （子ども用）	①保護者の子ども（9～18歳未満）	1,350	435	32.2%
iii 対象者アンケート （保護者用）	生活保護受給世帯又は児童扶養手当受給世帯のうち0～18歳未満の子どもがいる世帯の保護者	2,998	965	32.2%
iv 対象者アンケート （子ども用）	③保護者の子ども（9～18歳未満）	1,598	370	23.2%
v 対象者アンケート （児童養護施設入所者用）	本市の児童養護施設に入所している子ども（9～18歳未満）	70	64	91.4%
合計		8,716	2,942	33.8%

・支援者ヒアリング調査（子育て家庭・子どもへの支援に関わっている16の団体等を対象）

②仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会 委員意見

（令和4年7月～令和5年2月）

③国勢調査（平成12年～令和2年 総務省）

④その他 各種関連統計・調査

※ 出典について特に断りがないものは、①仙台市子どもの生活に関する実態調査 に基づくものです。

※ 過去の調査結果と比較する範囲で、①仙台市子どもの生活に関する実態調査 については前回調査（平成28年7月実施）及び仙台市ひとり親家庭生活実態調査（平成30年10月実施）を引用しています。

※ 統計に関する部分については、母子家庭を「母子世帯」、父子家庭を「父子世帯」、ひとり親家庭を「ひとり親世帯」と表記しています。

1 現 状

(1) 貧困率

①全国

国における子どもの貧困率¹は、平成24年に過去最高の16.3%となり、その後減少し、平成30年では13.5%（新基準においては14.0%）となっており、おおむね7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあります。

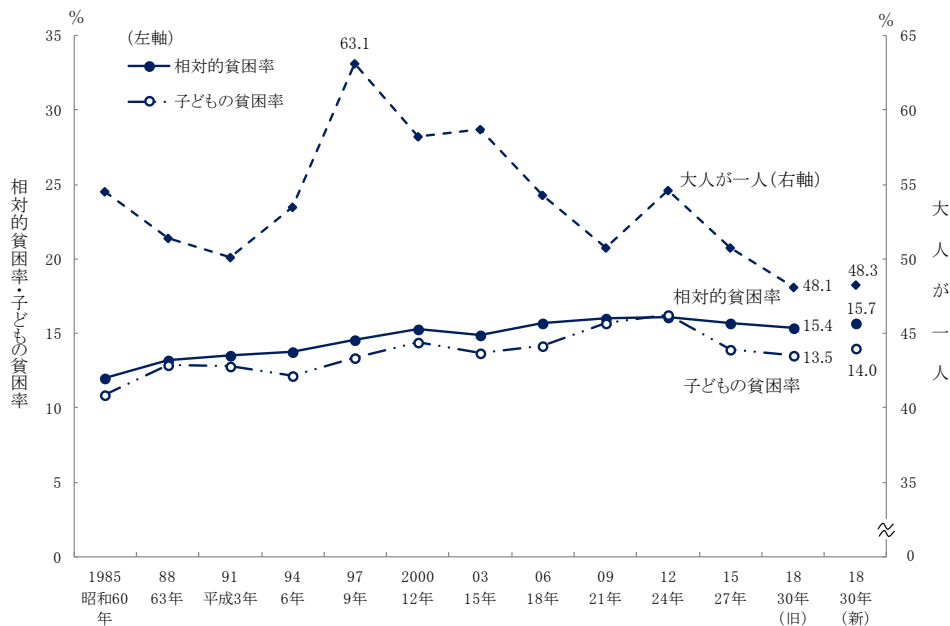
【図表1】貧困率の状況（全国）

(%)

	昭和		平成										30年	新基準
	60年		63年	3年	6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年		
相対的貧困率 ²	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	
	大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
	大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

※平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECD（経済協力開発機構）の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。



- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出典：国民生活基礎調査

1 子どもの貧困率

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査において3年ごとに調査しているもので、各世帯の所得から税や社会保険料を除き、1人あたりの所得を順に並べ、その中央値の半分を「貧困線」として設定し、それに満たない所得の世帯で暮らしている17歳以下の子どもの割合。

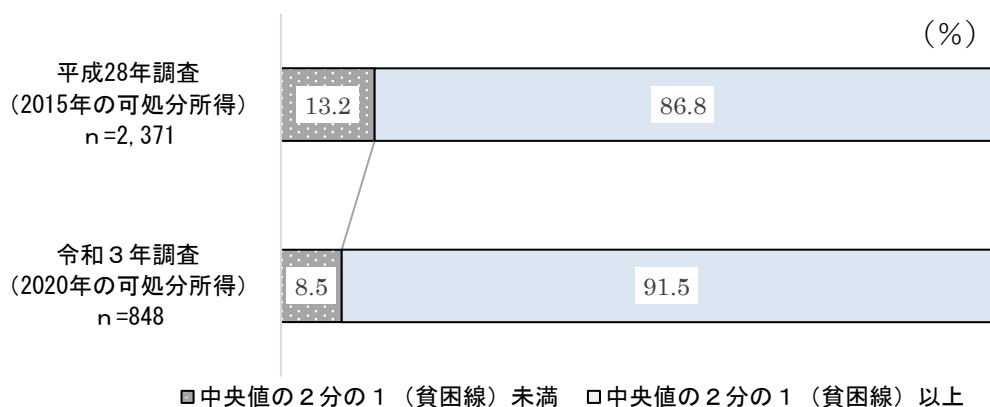
2 相対的貧困率

国等の構成員の大多数よりも低い所得しか得ていない人の割合。必要最低限の生活水準を維持できるかどうかを測る絶対的貧困とは違い、所得格差に注目した指標。国際機関OECD（経済協力開発機構）では、1人あたりの所得の額（世帯の収入から税金・社会保険料等を除いた額を世帯人員の平方根で割って調整した額）を順に並べ、その中央値のさらに半分に満たない所得で暮らす世帯員の割合としており、国もこの手法を用いて貧困率を算出している。

②本市における貧困線未満の世帯の割合

平成 28 年度に実施した「仙台市子どもの生活に関する実態調査」において本市独自に設定した貧困線未満の世帯の割合は 11.8%であったのに対し、今回の調査における貧困線未満の世帯の割合は 6.6%となりました。なお、無回答を除いて集計した場合、貧困線未満の世帯の割合は、平成 28 年度調査では 13.2%、今回調査では 8.5%となります。

【図表 2】本市貧困線未満の世帯の割合



※一般アンケートのうち無回答を除いた集計

前回調査時に比べて、貧困線未満の世帯の割合が減少している背景として、本市の女性の就業者（特に比較的給与の高い正規職員としての就業）が増えたこと（図表3～5）や、コロナ禍における各種給付金等の影響などが考えられますが、今後も推移を注視する必要があります。

【図表 3】就業者数の推移

(人)

	総数		男		女	
	労働力人口	就業者	労働力人口	就業者	労働力人口	就業者
仙台市						
H27(2015)	504,146	479,339	285,105	269,876	219,041	209,463
R2(2020)	524,081	502,190	286,350	273,494	237,731	228,696
対前比(本市)	104.0%	104.8%	100.4%	101.3%	108.5%	109.2%
対前比(全国)	97.4%	97.8%	94.7%	95.2%	101.0%	101.2%

出典：国勢調査（各年 10月1日現在）

【図表4】 従業上の地位

(人)

	総数		男		女	
	正規の職員・従業員	パート・アルバイト その他	正規の職員・従業員	パート・アルバイト その他	正規の職員・従業員	パート・アルバイト その他
仙台市						
H27(2015)	272,198	124,118	185,417	33,509	86,781	90,609
R2(2020)	286,187	126,708	185,129	34,452	101,058	92,256
増減	13,989	2,590	-288	943	14,277	1,647
対前比	105.1%	102.1%	99.8%	102.8%	116.5%	101.8%
対前比(全国)	101.5%	99.3%	97.5%	99.0%	110.1%	99.4%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

【図表5】 所定内給与額

(千円)

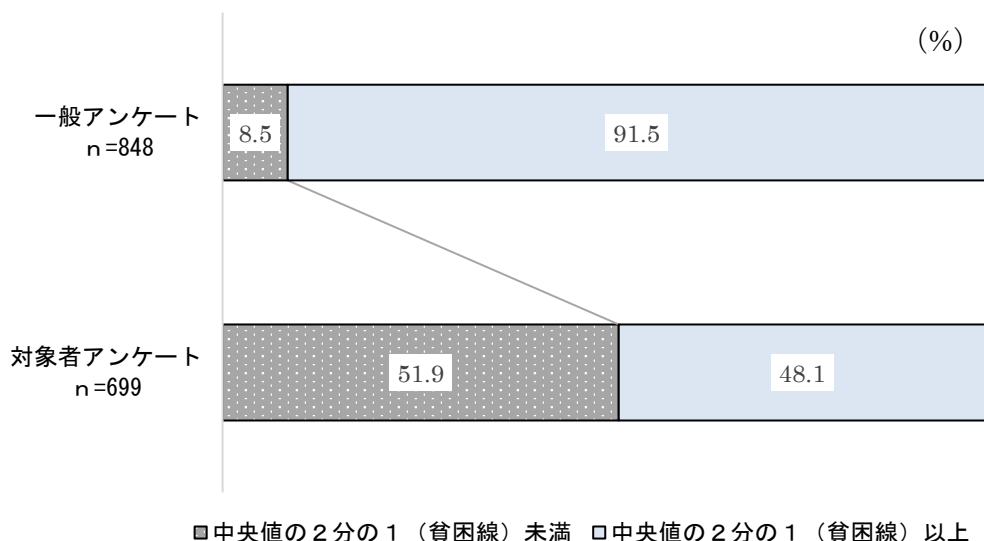
全国	正社員・正職員			正社員・正職員以外		
	男女計	男	女	男女計	男	女
H27	321.1	348.3	259.3	205.1	229.1	181.0
R2	324.2	350.7	269.2	214.8	240.2	193.3
対前比	101.0%	100.7%	103.8%	104.7%	104.8%	106.8%

※ 労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額。

出典：賃金構造基本統計調査

一方で、ひとり親家庭等の対象者アンケートにおける貧困線未満の世帯の割合は約5割となっています。

【図表6】 本市貧困線未満の世帯の割合



※無回答を除いた集計

貧困線の設定について

「仙台市子どもの生活に関する実態調査」のアンケート調査にあたり、世帯の可処分所得額について、国が算出した貧困線（令和元年国民生活基礎調査における可処分所得額により算出）の水準を基に、世帯員人数別に「中央値の2分の1（貧困線）未満」、「中央値の2分の1（貧困線）以上中央値未満」、「中央値以上」の3段階を選択肢として設定し、いずれに該当するかを回答していただきました。

世帯員人数	中央値の2分の1 （貧困線）未満	中央値の2分の1（貧困線）以上 中央値未満	中央値以上
2	175万円未満	175万円～351万円未満	351万円以上
3	215万円未満	215万円～430万円未満	430万円以上
4	248万円未満	248万円～496万円未満	496万円以上
5	277万円未満	277万円～555万円未満	555万円以上
6	304万円未満	304万円～607万円未満	607万円以上
7	328万円未満	328万円～656万円未満	656万円以上
8	351万円未満	351万円～701万円未満	701万円以上
9	372万円未満	372万円～744万円未満	744万円以上

※上記「貧困線」は、本市の中での世帯所得の額・分布を基に定めたものではありません。

※平成28年度に実施した本市調査は平成25年国民生活基礎調査に基づいて、回答のしやすさを考慮して5万円単位に調整し、6段階の選択肢によりで貧困線（世帯員人数2人で175万円未満～9人で365万円未満）を設定したため、上記とは水準が異なります。

（2）統計からみる本市の現状

①生活保護被保護人員数

本市における生活保護被保護人員数は、増加傾向にあります。19歳以下の被保護人員数については減少傾向にあります。

【図表7】被保護人員数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
本市 (人)	17,017	17,412	17,625	17,471	17,641	17,770	17,911
平均年齢 (歳)	51.3	52.1	52.8	53.8	54.2	54.8	55.3
宮城県 (人)	26,782	27,343	27,705	27,817	28,138	28,428	28,867

出典：被保護者調査（各年7月31日現在）

【図表8】被保護人員数の推移（19歳以下）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
本市 (人)	2,739	2,672	2,579	2,383	2,323	2,249	2,188
対前年比 (%)	98.2	97.6	96.5	92.4	97.5	96.8	97.3
宮城県 (人)	4,027	3,895	3,789	3,592	3,490	3,368	3,297

出典：被保護者調査（各年7月31日現在）

(参考) 本市人口の推移

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
19 歳以下 (人)	186,736	187,439	186,481	185,739	184,133	183,146	181,477
対前年比 (倍)	1.01	1.00	0.99	1.00	0.99	0.99	0.99
全体 (人)	1,038,522	1,046,192	1,050,296	1,053,304	1,053,717	1,056,602	1,058,689

出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

②ひとり親世帯数

本市における母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は、令和2年に5,915世帯となっており、うち約9割を母子世帯が占めています。

(参考)
ひとり親とその子の他に世帯員がいる世帯数

【図表9】ひとり親と子どもだけの世帯数の推移

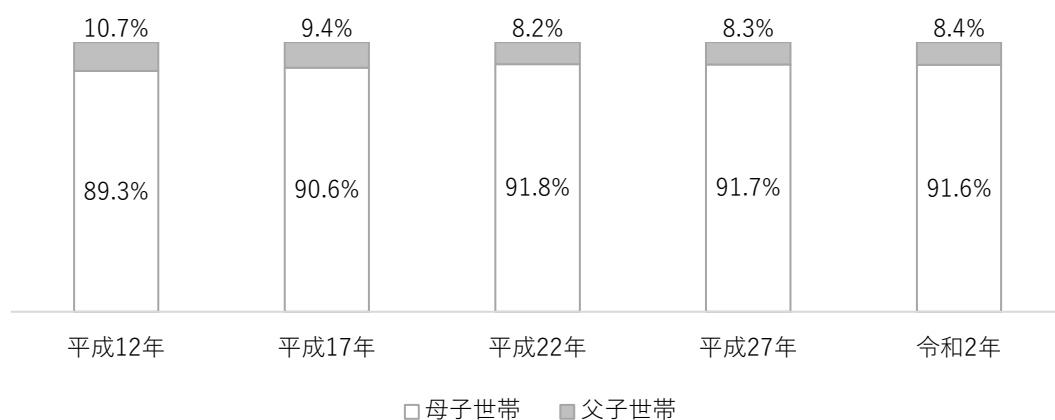
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年
総数	母子世帯数	4,792	5,732	6,155	5,933	5,418	7,386
	父子世帯数	575	597	551	537	497	986
死別	母子世帯数	611	594	532	465	401	
	父子世帯数	190	156	132	137	125	
離婚	母子世帯数	3,825	4,602	4,961	4,683	4,309	
	父子世帯数	381	430	397	383	353	
未婚	母子世帯数	356	536	662	785	708	
	父子世帯数	4	11	22	17	19	

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

※未婚・死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

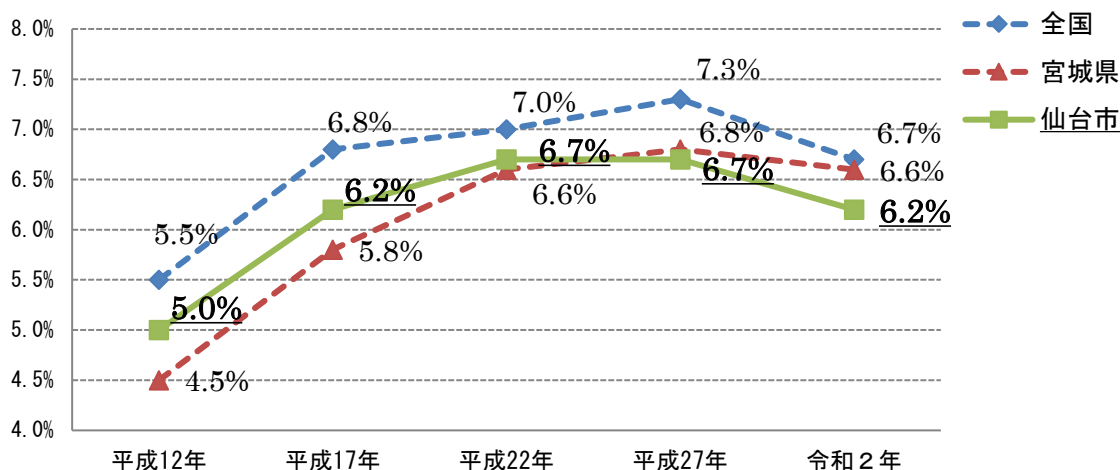
(母子又は父子の他の同居者がある場合を含まない。)

【図表10】ひとり親世帯における母子世帯及び父子世帯の割合の推移



※ひとり親と子どもだけの世帯をひとり親世帯としている

【図表 11】ひとり親世帯の割合の推移



③要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数

学校教育法に基づき実施する就学援助³の受給対象となっている本市の要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の合計は、減少傾向にあり、令和2年度で8,011人となっています。

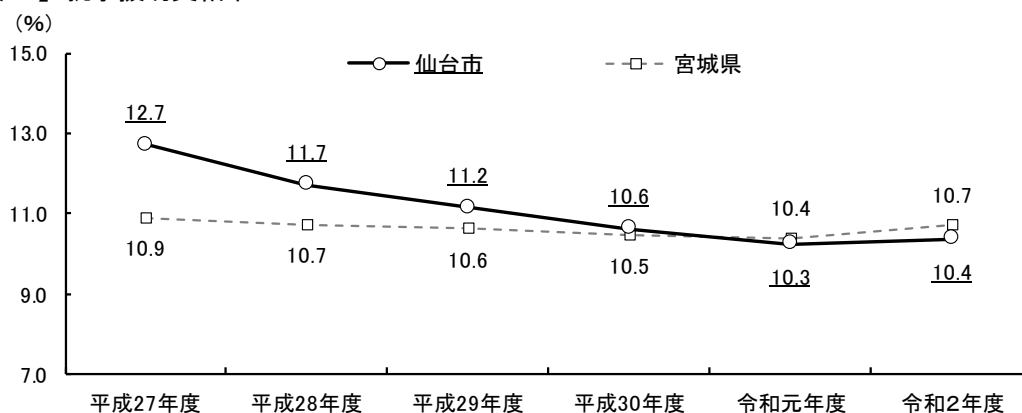
令和2年度の本市の全児童生徒数に対する就学援助受給率は、宮城県の10.7%を0.3ポイント下回っています。

【図表 12】本市要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数及び就学援助受給率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全児童生徒数(①) (人)	79,215	78,516	78,131	77,554	77,241	77,277
準要保護児童生徒数(②) (人)	8,611	7,854	7,480	7,066	6,863	7,001
要保護児童生徒数(③) (人)	1,459	1,359	1,236	1,176	1,057	1,010
合計(④：②+③) (人)	10,070	9,213	8,716	8,242	7,920	8,011
就学援助受給率(④/①*100) (%)	12.7	11.7	11.2	10.6	10.3	10.4

出典：仙台市教育委員会

【図表 13】就学援助受給率



出典：仙台市…仙台市教育委員会

宮城県…文部科学省 就学援助制度ポータルサイト

³ 就学援助

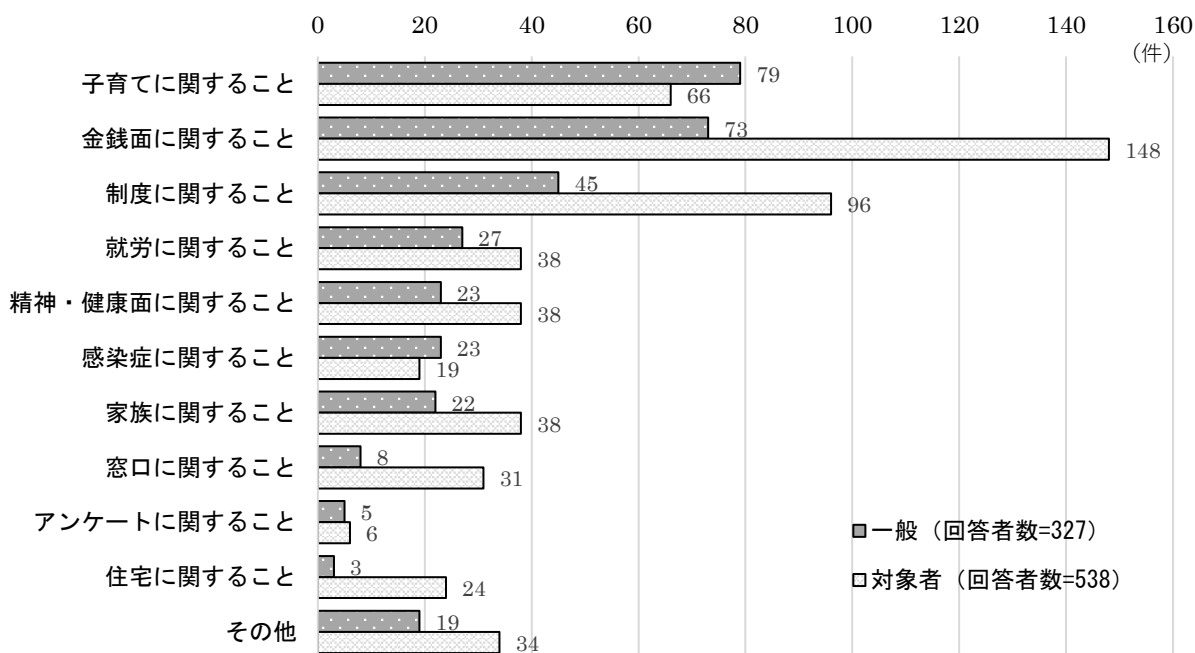
学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が学用品費等を援助するもの。対象は、生活保護法に規定の要保護者である「要保護児童生徒」、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの要件（例えば、児童扶養手当受給世帯等）に基づき認定した「準要保護児童生徒」に分けられる。

(3) 保護者の状況

① 悩み事や困っていること

一般アンケート、対象者アンケートいずれも、子育てや金銭面に関することを挙げています。特に対象者アンケートでは金銭面を挙げた件数が一般アンケートの2倍以上となっています。

【図表 14】 悩んでいることや心配なこと、困っていることや、誰かに相談したいと思っていること（自由記述）



※自由記述の内容を基に分類して集計

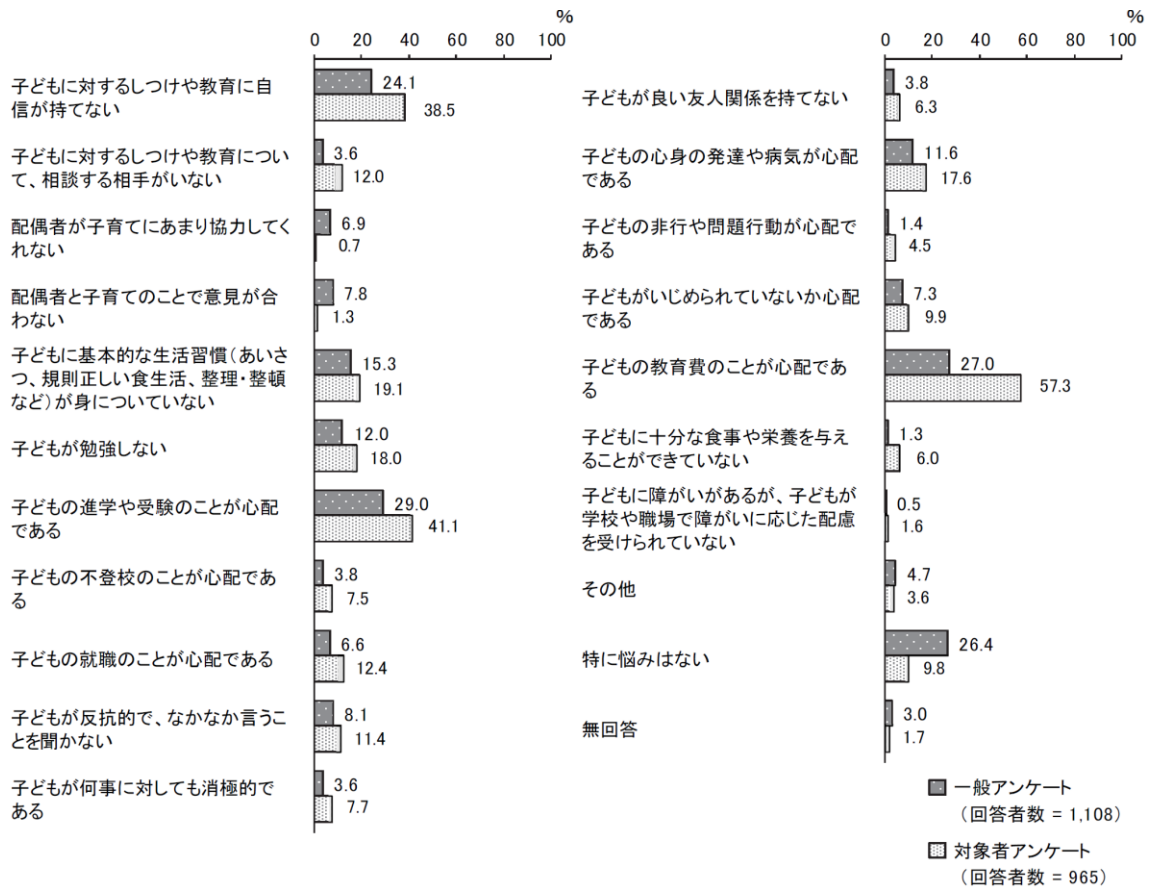
アンケート調査 自由記述欄より

- ・現在の収入では、子どもを学習塾にも通わせられず、この先の高校・大学進学（受験も含め）等経済的な不安が大きく、辛い。子どもには自分の希望する道へ進んで欲しい。

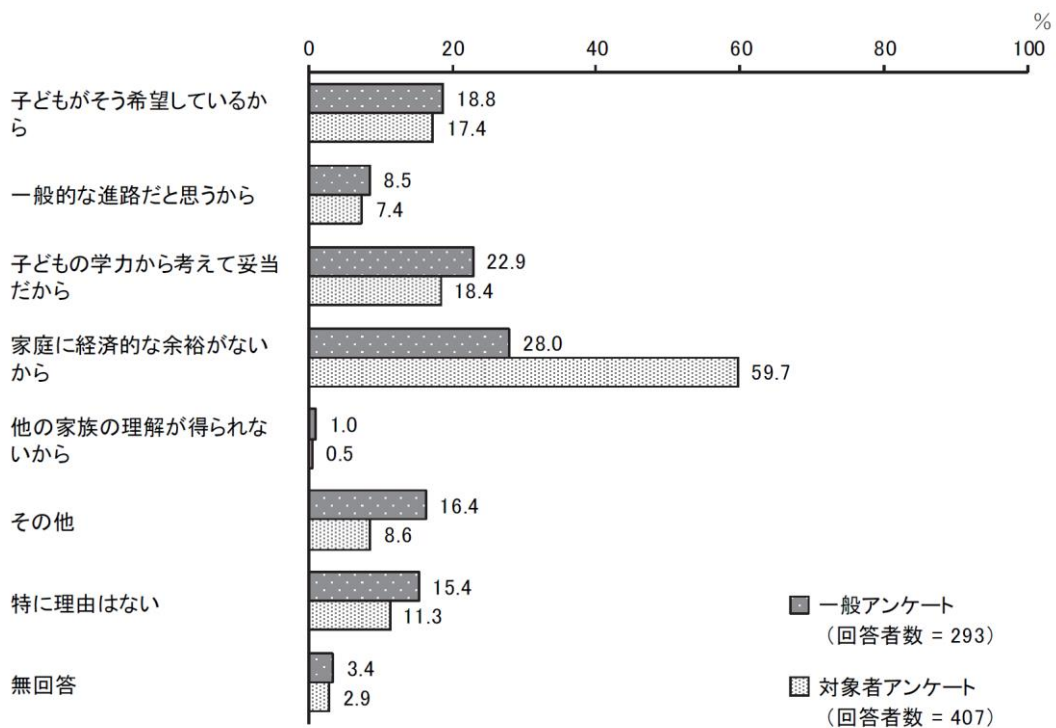
② 子育てに関する悩み

子どもの教育費、進学や受験のことが心配である、子どものしつけや教育に自信が持てないなどの悩みを抱えています。子どもの進学について、希望と現実で進学先が異なる理由でもっとも多いのは、経済的な理由によるものです。

【図表 15】子どものことについて、現在悩んでいること（複数回答可）



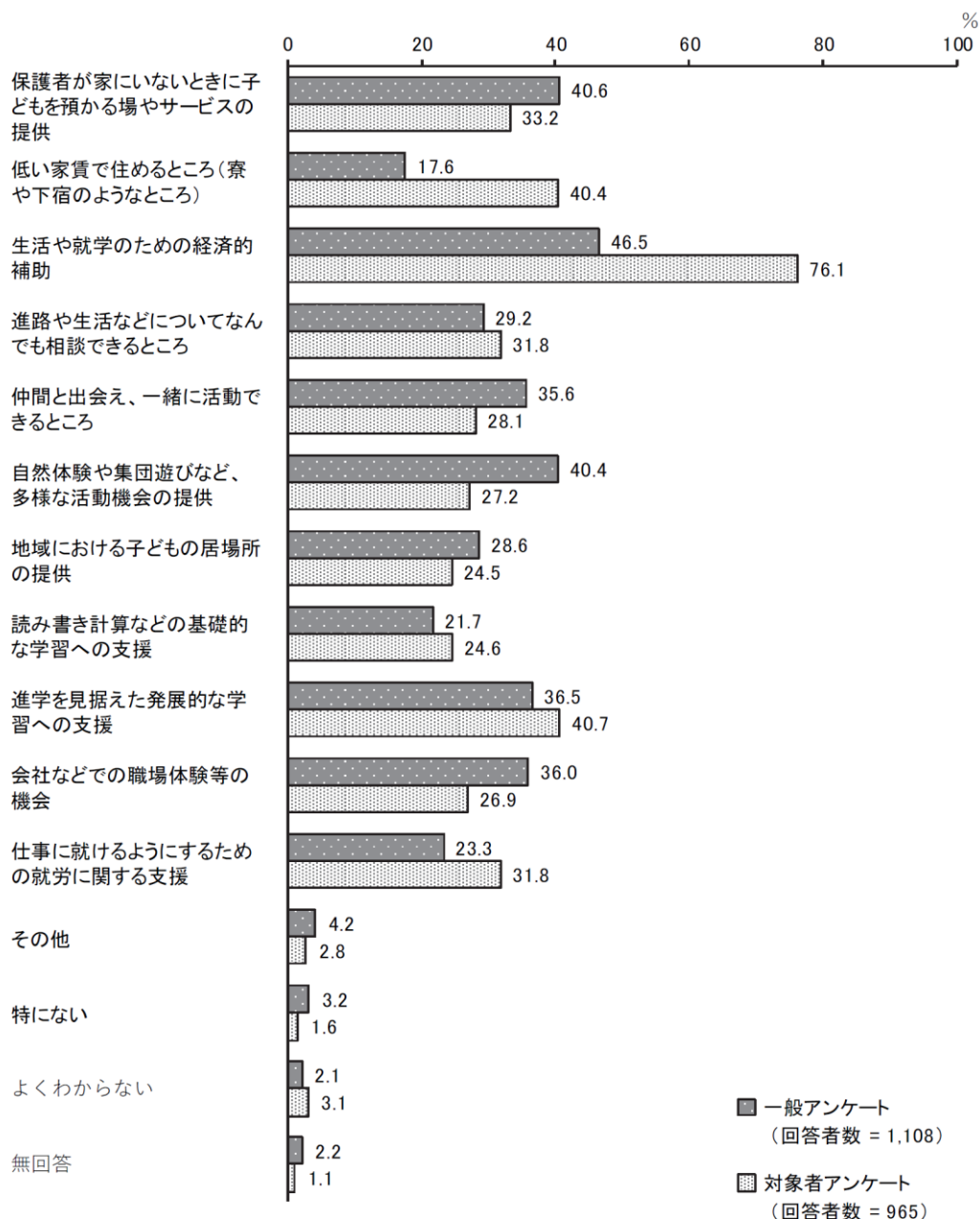
【図表 16】子どもの進学について希望と現実が異なる理由（複数回答可）



③希望する支援

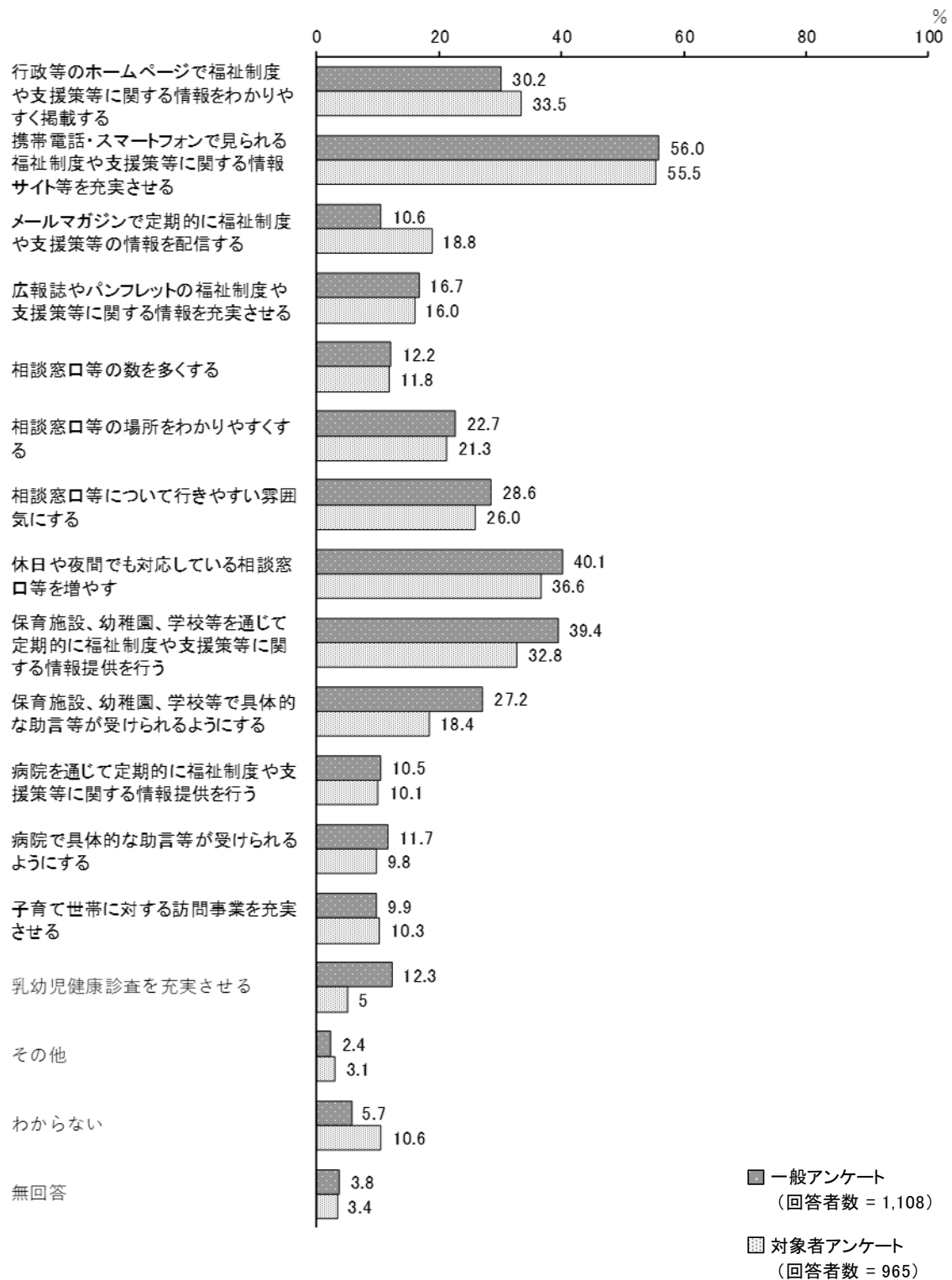
生活や就学のための経済的補助や、進学を見据えた発展的な学習への支援を希望する声が多くなっています。

【図表 17】子どもにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいか。
(複数回答可)



④悩み事や困っていることがあるときに必要な支援を受けられるようにするために、重要だと思うこと
一般アンケート、対象者アンケートいずれも、「携帯電話・スマートフォンで見られる福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が最も高く、次いで「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」の割合が高くなっています。次いで割合が高いのは、一般アンケートでは、「保育施設、幼稚園、学校等を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を行う」、対象者アンケートでは、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」となっています。

【図表 18】 悩み事や困っていることがあるときに必要な支援を受けられるようにするために、重要だと思うこと（複数回答可）



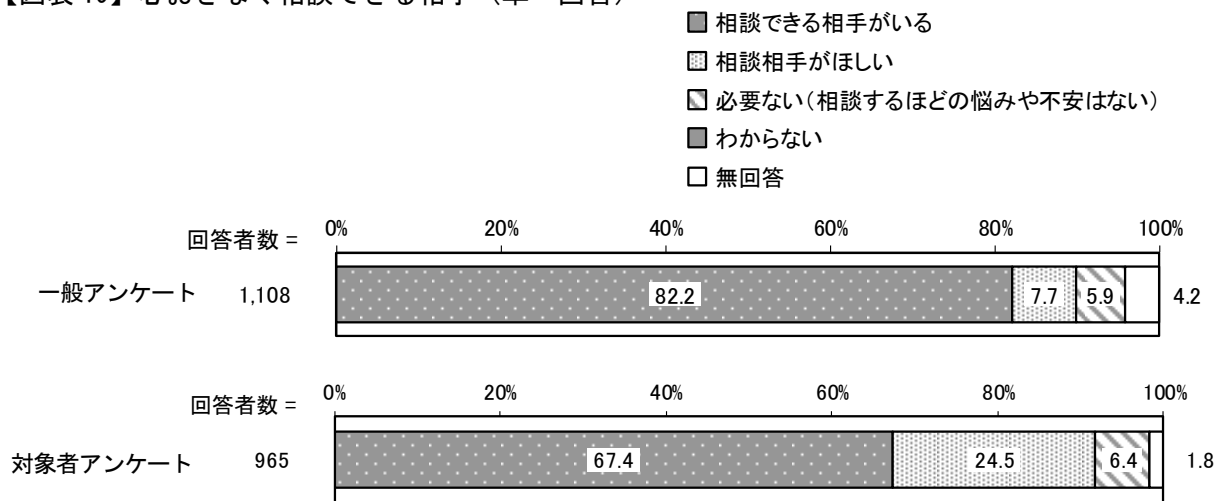
アンケート調査 自由記述欄より

- 生活（特に子どもの進学が心配）のことを相談したいが、窓口相談は平日の9:00～17:00が多く、なかなか自分の休みに合わない。土日などにも相談窓口を開いてほしい。
- SNS、LINE やメールでのかんたんな相談窓口があるといい。

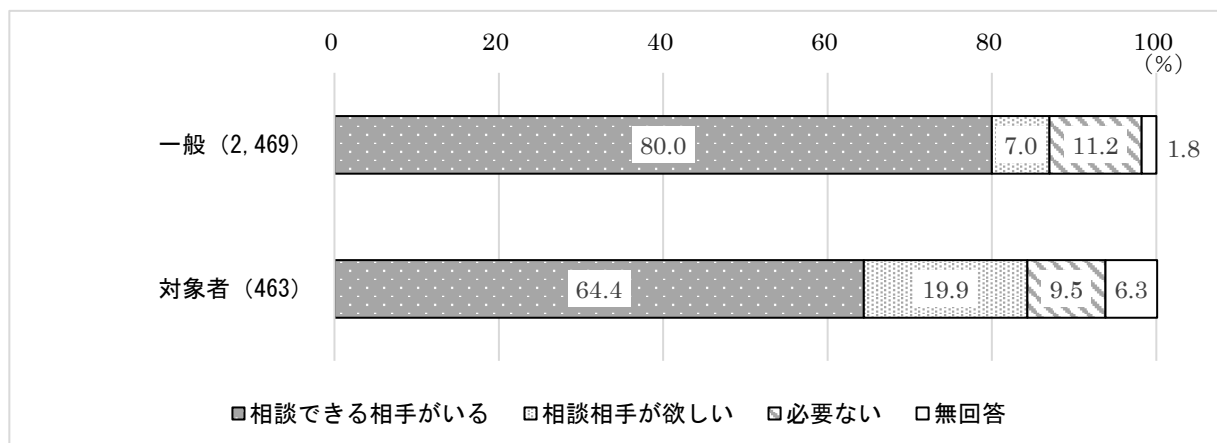
⑤相談相手の有無

アンケート調査結果では、相談相手がほしいと回答した割合は、一般アンケートでは 7.7%となっているのに対して、対象者アンケートでは 24.5%となっています。

【図表 19】心おきなく相談できる相手（単一回答）



前回調査（平成28年7月実施）結果



⑥公的支援制度・事業の利用状況及び認知の状況

仙台市ひとり親家庭生活実態調査（平成30年10月実施）の結果と比較すると、制度を知らなかったと回答した割合は減少しているものの、依然高い状況にあります。

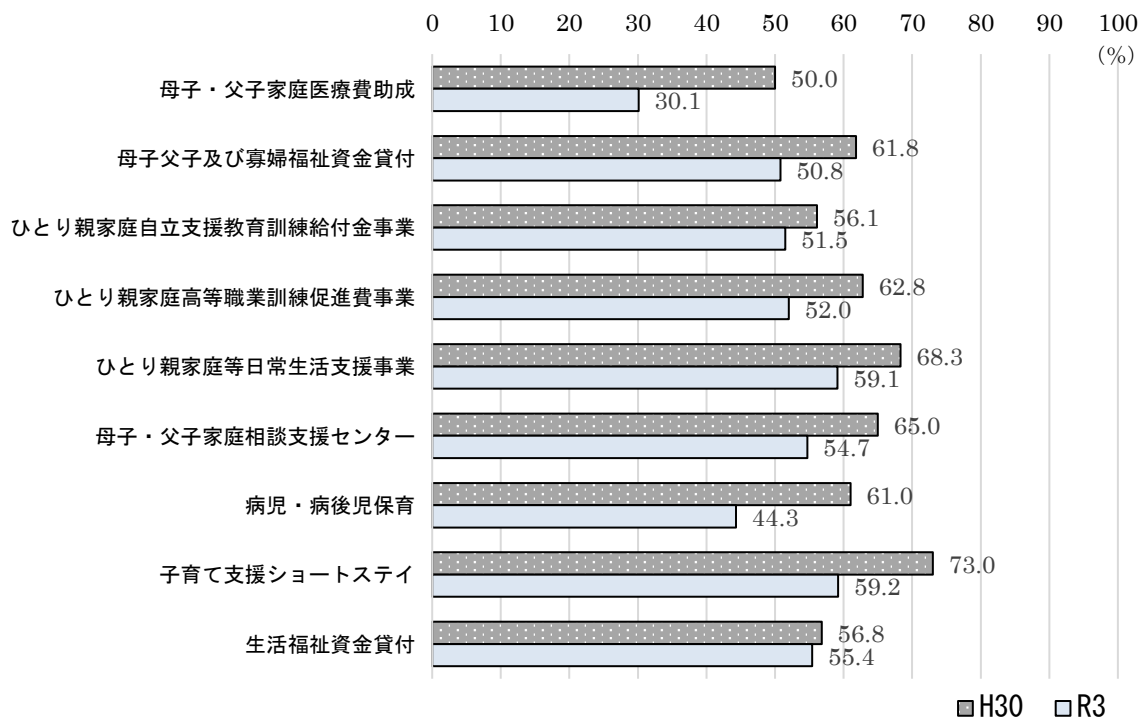
【図表20】各制度の認知状況（過去調査との比較）

各制度を「利用・受給したことがない」と答えた回答者のうち、「制度を知らなかった（※）」割合

※「制度を知らなかった（知っていたら利用したかった）」「制度を知らなかった（仮に知っていても必要ない）」の回答の合計

※仙台市ひとり親家庭生活実態調査（平成30年10月実施）で設問とした制度のみ比較

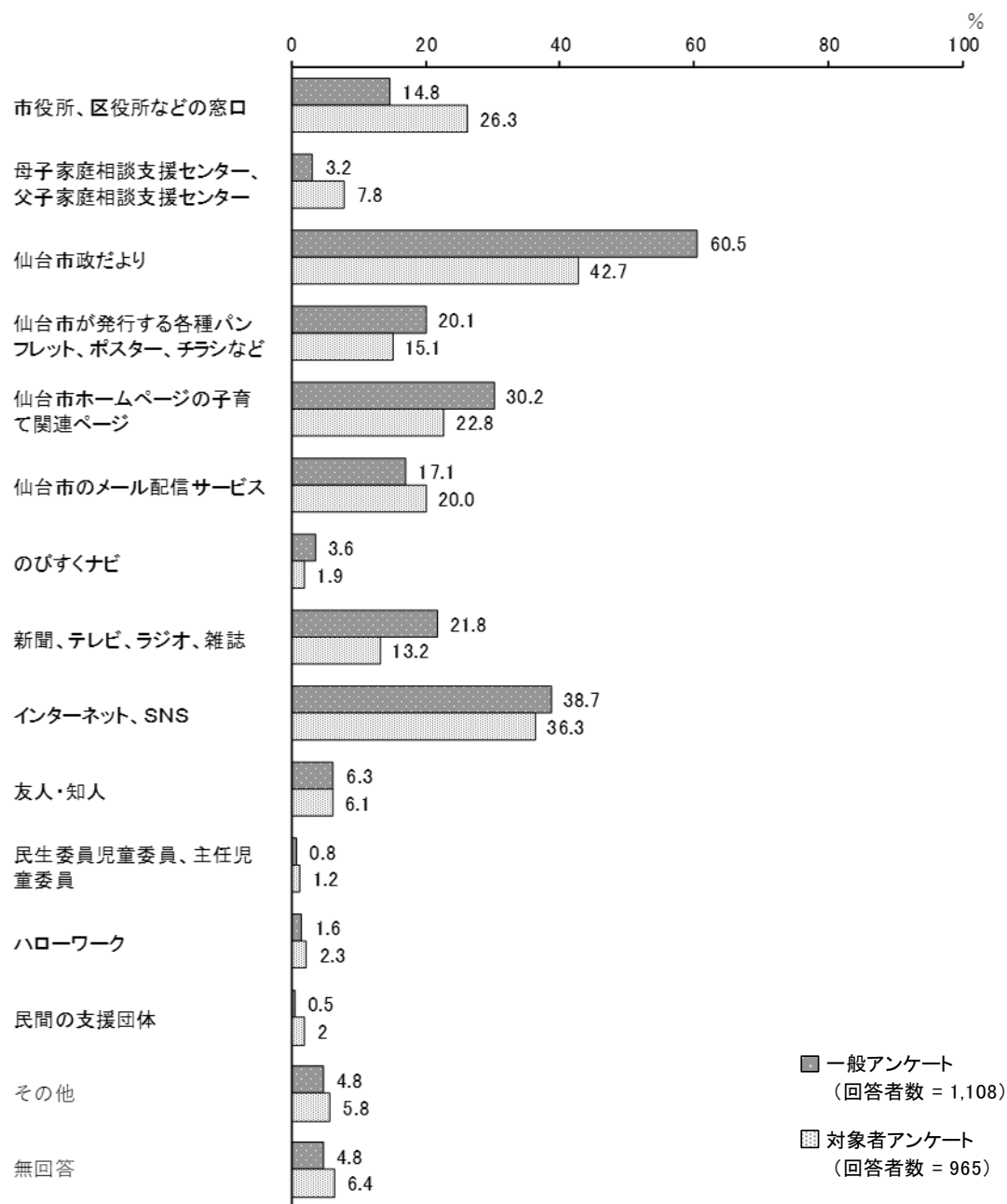
※R3は対象者アンケートのうちひとり親家庭分のみ集計



⑦受け取りやすい広報手段

一般アンケート、対象者アンケートいずれも、「仙台市政だより」の割合が最も高く、次いで「インターネット、SNS」の割合が高くなっています。次いで割合が高いのは、一般アンケートでは「仙台市ホームページの子育て関連ページ」、対象者アンケートでは「市役所、区役所などの窓口」となっています。

【図表 21】受け取りやすい広報手段（3つまで回答可）



アンケート調査 自由記述欄より

- 市民が情報を取りに行くのではなく、市から DM やメールなどで情報をプッシュするしくみが必要。
- ホームページにアクセスするまでが困難で苦痛な人もいる。何でもかんでもホームページで済ませるのはやめてほしい。

支援者ヒアリング調査より

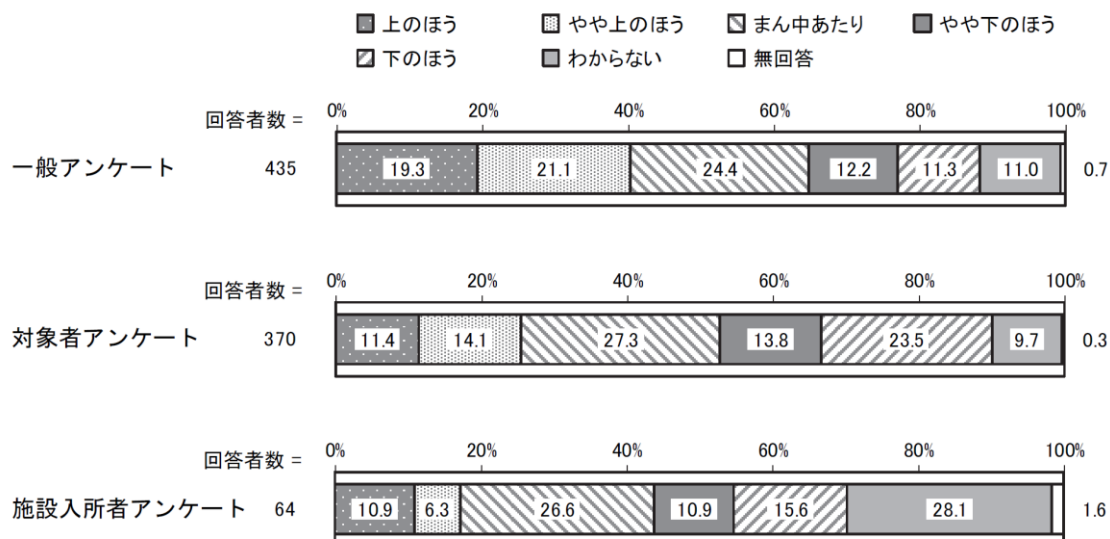
- 支援情報を知らない方が多い。ネットで検索して行政のホームページが出てきても、文字の説明ばかりで、読んで理解できなかったり、読む気をなくたりしている。

(4) 子どもの状況

①成績状況

ひとり親等の世帯の子どもは、一般の世帯の子どもに比べて、成績が下のほうであると回答した割合が高くなっています。

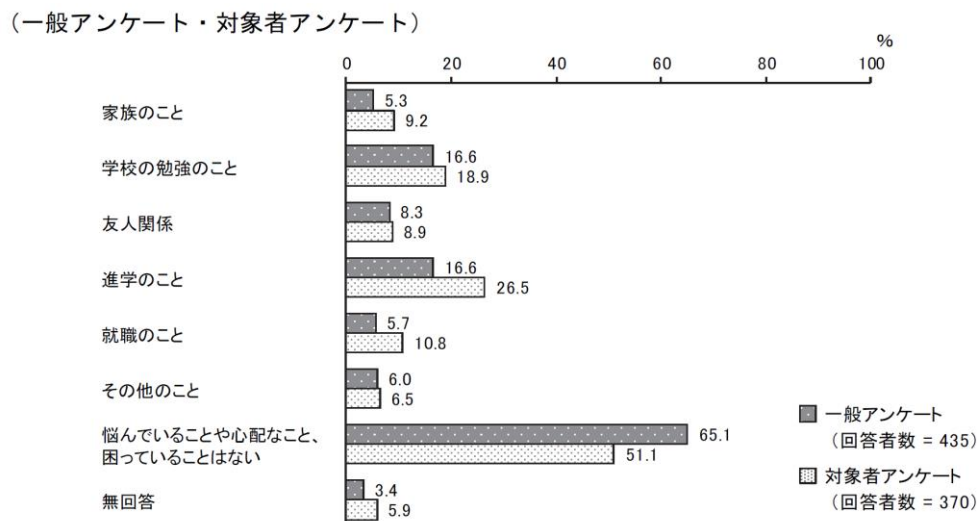
【図表 22】 クラスのなかでの成績（単一回答）



②悩んでいることや困っていること

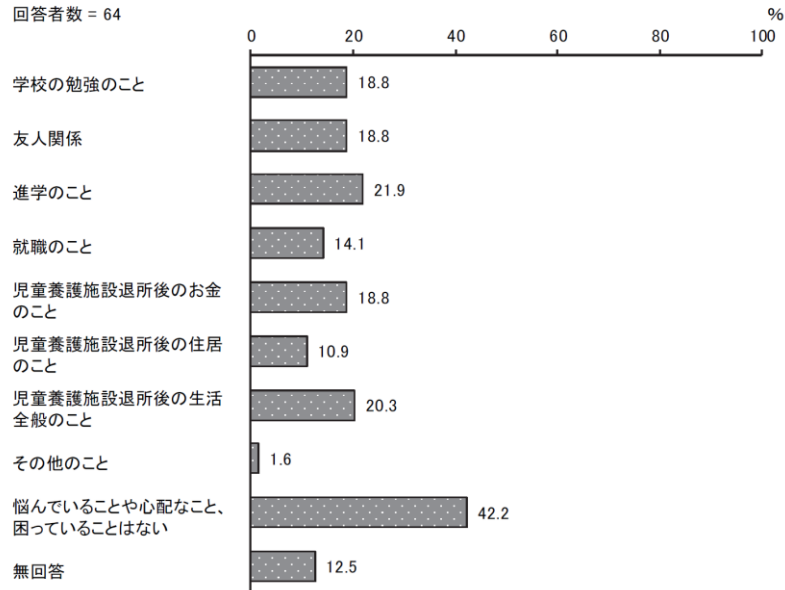
悩んでいることとして、進学のことや学校の勉強のことを挙げています。児童養護施設に入所している子どもは、児童養護施設退所後のお金や生活全般について心配する声もあります。また、家族のことなどに関する困りごととして、ひとり親家庭等の子どもは、家にお金がない（少ない）、家で落ち着いて勉強できる環境がないことを挙げる割合が高くなっています。

【図表 23】 悩んでいることや心配なこと（複数回答可）

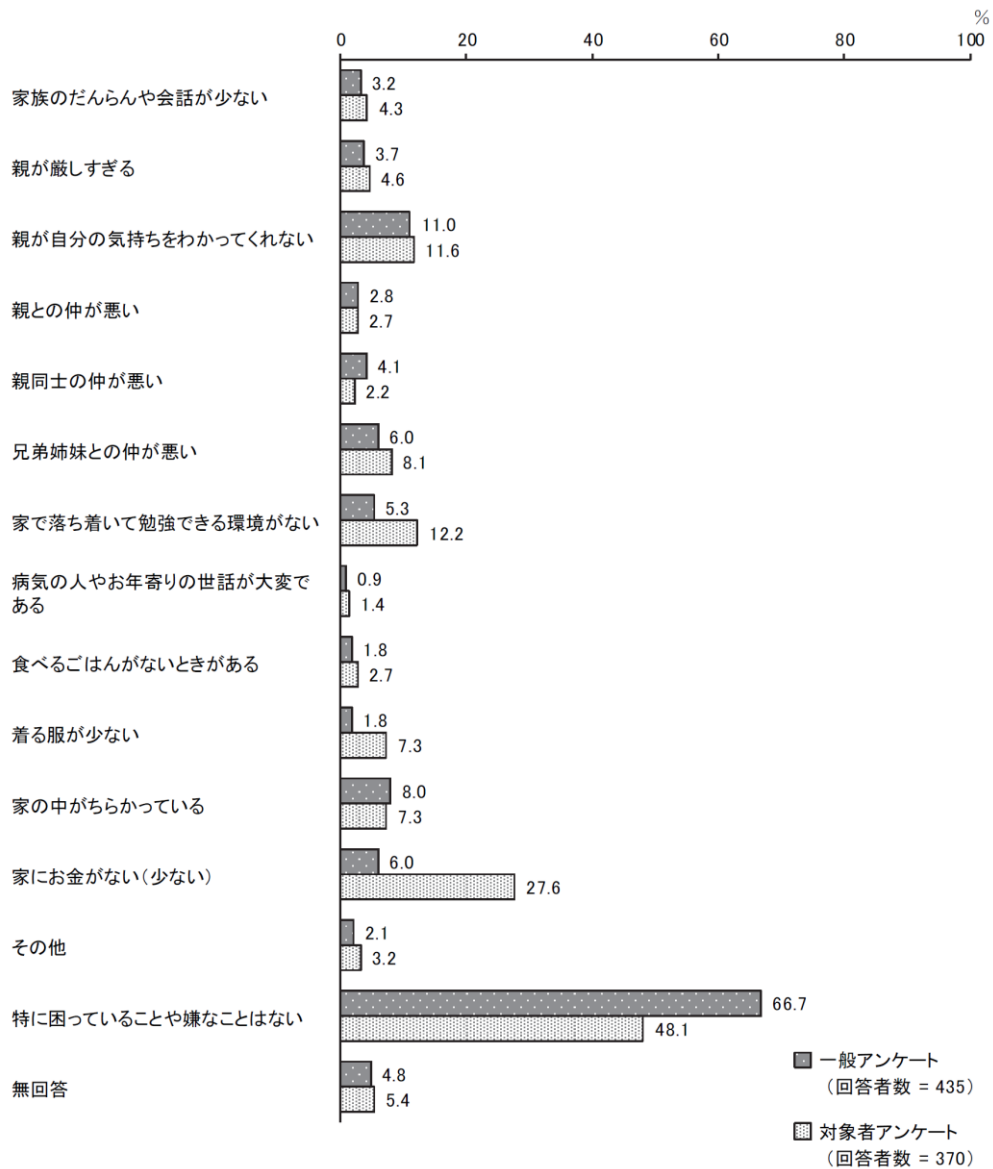


(施設入所者アンケート)

回答者数 = 64



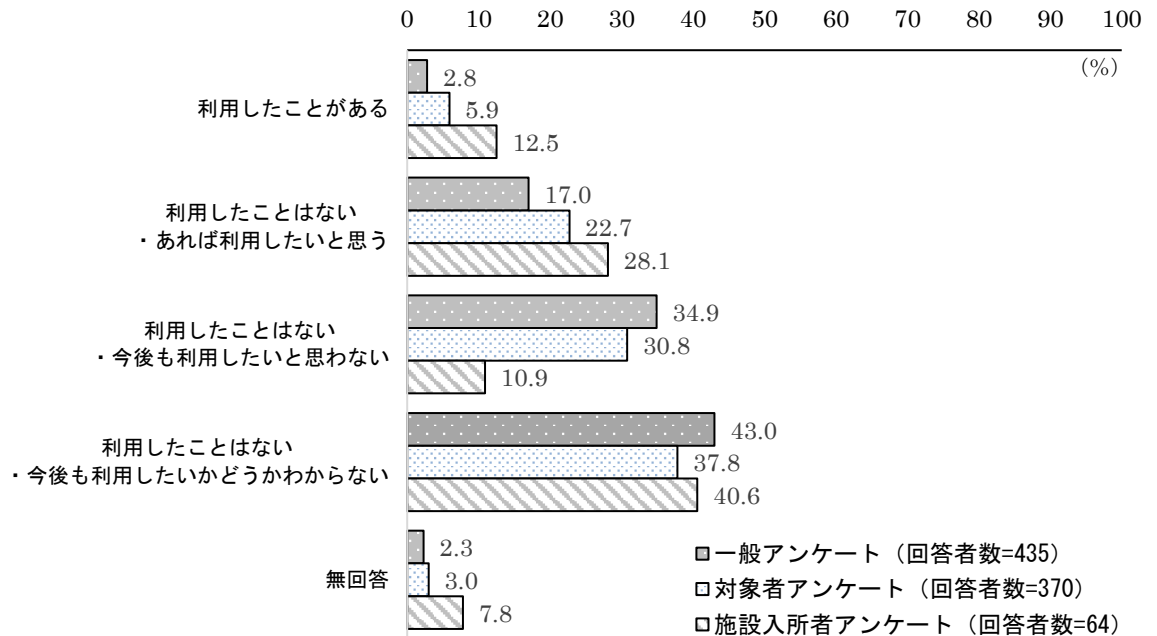
【図表 24】 家族のことなどで困っていることや嫌なこと (複数回答可)



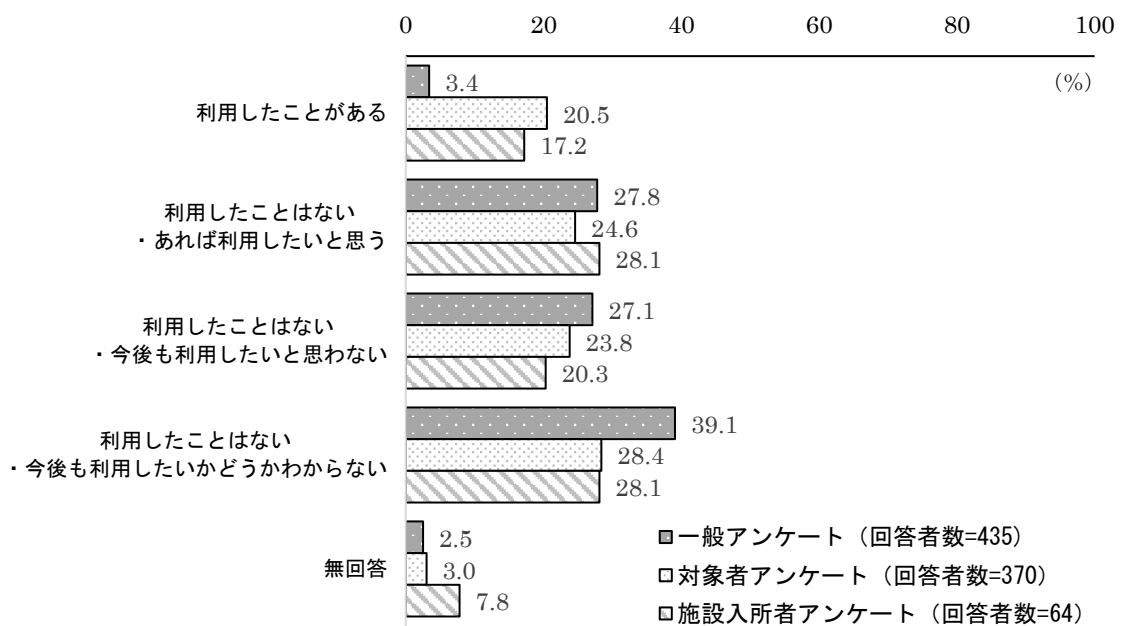
③子ども食堂などの利用状況

夕ごはんを無料か安く食べることができる場所及び勉強を無料で見てくれる場所について、おおよそ2割～3割程度が「利用したことはない・あれば利用したいと思う」と回答しています。

【図表 25】夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）



【図表 26】勉強を無料でみてくれる場所



④生活保護世帯における子どもの進学状況

本市の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、95.0%と宮城県や全国を上回っています。高等学校等卒業後の進学率についても40.0%と、宮城県や全国を上回るものの、高等学校等中退率については8.0%と全国に比べやや高い割合となっています。

【図表 27】生活保護世帯の子どもの進学状況

		本市	宮城県	全国	本市全卒業者
中学校卒業後	進学率	95.0%	93.9%	93.7%	99.3%
	就職率	2.5%	-	1.0%	0.0%
高等学校等卒業後	進学率	40.0%	22.5%	37.3%	82.4%
	就職率	43.8%	-	43.6%	13.2%
高等学校等中退率		8.0%	-	4.1%	-
高等学校等中退率 (一般世帯)		-	-	1.3%	-

出典：本市…仙台市保護自立支援課（令和3年3月31日現在）

本市（全卒業者）…令和2年度学校基本調査

宮城県・全国…厚生労働省社会・援護局保護課（平成31年4月1日現在）

※宮城県・全国の中学校卒業後の進学率、就職率は各年3月に中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む）を卒業した者のうち、その翌年度に高等学校等（中等教育学校の後期日程、特別支援学校の高等部を含む）及び専修学校の高等課程に進学、または就職した者の割合

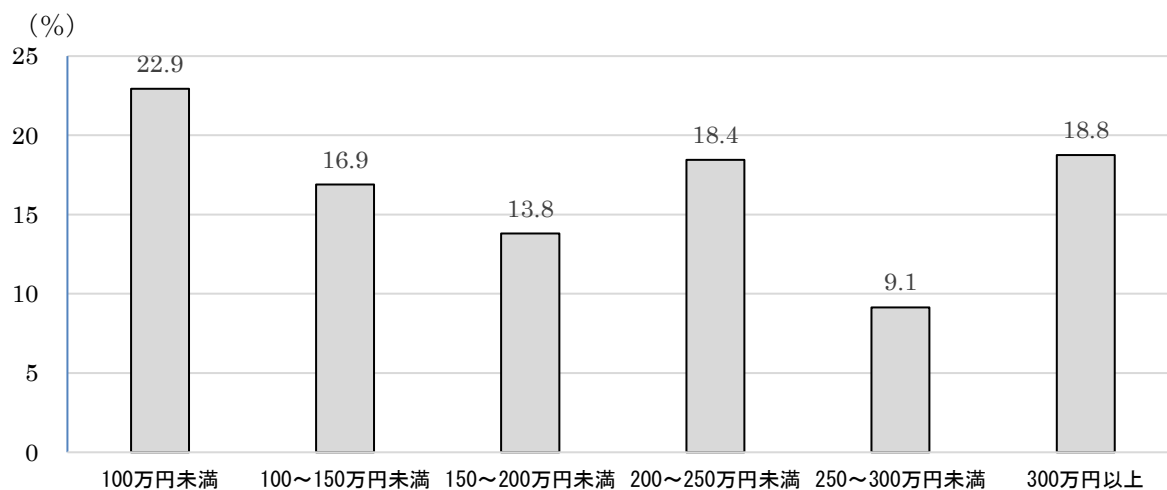
※宮城県・全国の高等学校等卒業後の進学率、就職率は各年3月に高等学校（中等教育学校の後期日程、特別支援学校の高等部を含む）及び専修学校を卒業した者のうち、進学・就職した者の割合

（5）ひとり親家庭等の状況

①就労・所得

本市のひとり親家庭等については、年間就労収入が「100万円未満」（22.9%）が最も多く、「100～150万円未満」（16.9%）及び「150～200万円未満」（13.8%）を合わせると、年収200万円未満の世帯が半数以上を占めています。

【図表 28】本市ひとり親家庭等の親の年間就労収入（2020年）

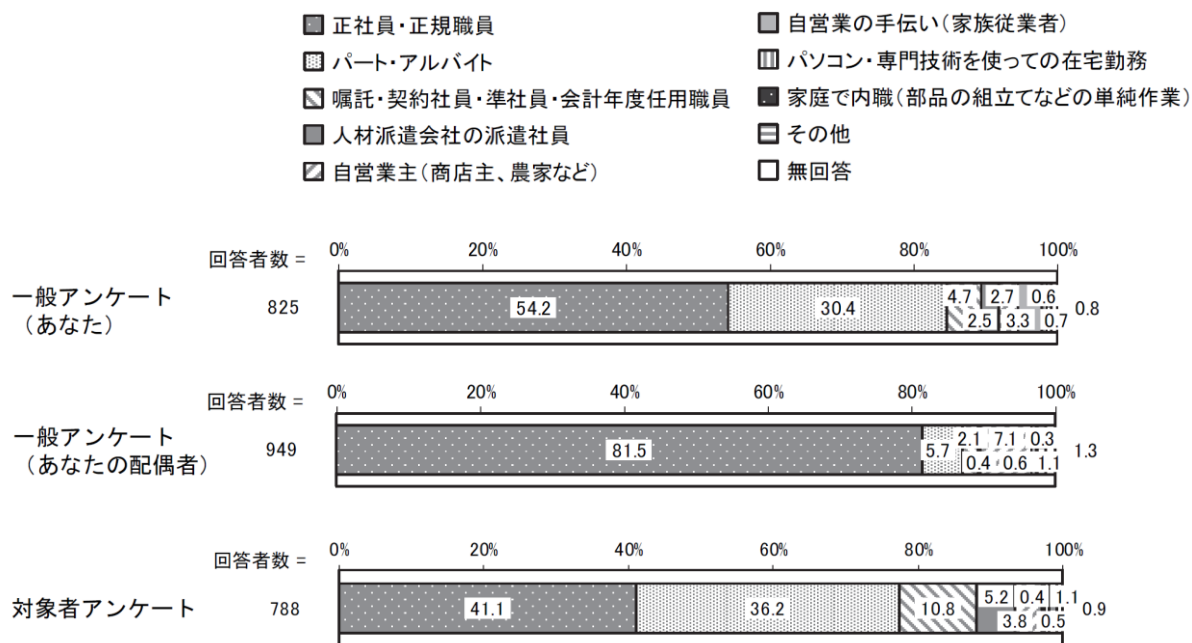


※対象者アンケートのうち無回答を除いた集計

②就業形態

ひとり親等は、パート・アルバイトや嘱託・契約社員など、非正規職員として就業する割合が高くなっています。

【図表 29】 就業形態（単一回答）



③児童扶養手当⁴

低所得のひとり親家庭に支給される児童扶養手当の受給者数は、ゆるやかな減少傾向にあります。

令和2年国勢調査における世帯数（母子 7,386 世帯、父子 986 世帯）を基に推計すると、母子家庭で9割以上、父子家庭で約3割が児童扶養手当を受給していることとなります。

【図表 30】 児童扶養手当受給者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
母	7,898	7,689	7,535	7,324	7,130	6,933	6,800	6,662
父	376	354	339	309	295	270	279	268
養育者	25	20	27	27	22	28	24	25
合計	8,299	8,063	7,901	7,660	7,447	7,231	7,103	6,955

出典：仙台市子供支援給付課

※各年度末現在の数値

※「養育者」は、父母のいずれにも養育されない児童を養育している祖父母等

※児童扶養手当の受給対象には、ひとり親と子どものほかに同居の親族がいる家庭等も含まれる。

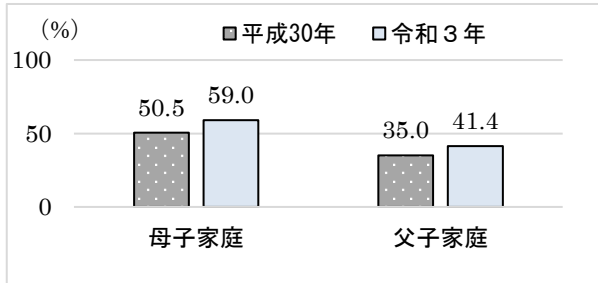
4 児童扶養手当

所得の少ないひとり親家庭等を対象に、生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉を向上させるために支給される手当。児童扶養手当法に基づくもので、国の社会保障制度の一つ。子どもの対象年齢は、18 歳になった年の年度末まで（障害の状態にある子どもの場合は 19 歳まで）。

④養育費⁵（取り決め、受け取り、金額）

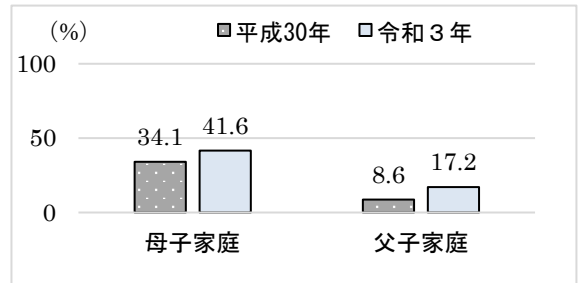
前回調査との比較では、母子家庭・父子家庭とも、養育費の取り決めをしている割合や受けている割合、月額が増えています。

【図表 31】 養育費の取り決めをしている割合



※文書の取り交わしの有無を問わない

【図表 32】 現在養育費を受けている割合



※定期的・不定期を問わない

【図表 33】 養育費の月額（平均） (円)

	平成30年	令和3年
全体	33,572	44,395
母子家庭	37,295	44,805
父子家庭	19,716	22,500

※養育費の対象となる子どもの人数は考慮しておらず、子ども1人あたりの金額を示すものではない。

※令和元年12月に新たな「養育費・婚姻費用算定表」が最高裁判所から公表されている。（概ね養育費が増加となる見直し）

例えば、0～14歳の子どもが1人、義務者の年収（給与収入）が500万円、権利者の年収が0の場合の養育費は、改定前の算定表では4～6万円、改定後の算定表では6～8万円となっている。

アンケート調査 自由記述欄より

- ・ひとり親で万が一の時の収入が心配。養育費がいつまで支払われるかも不安。

支援者ヒアリング調査より

- ・ひとり親世帯は、仕事や家事、育児のために忙しく、養育費の取り決めなどをする時間もない、弁護士に相談する時間をとるのも大変、その他の機関につながっても連絡を取ることが難しいなど、連絡が途絶えてしまう。誰かに金銭を請求できる権利があってもそれを実行する余裕がないため、伴走者が必要である。
- ・実家などから援助を得ることができない場合もある。
- ・経済問題から離婚に至った場合、養育費や財産分与について取り決めをしないで離婚する傾向にある。

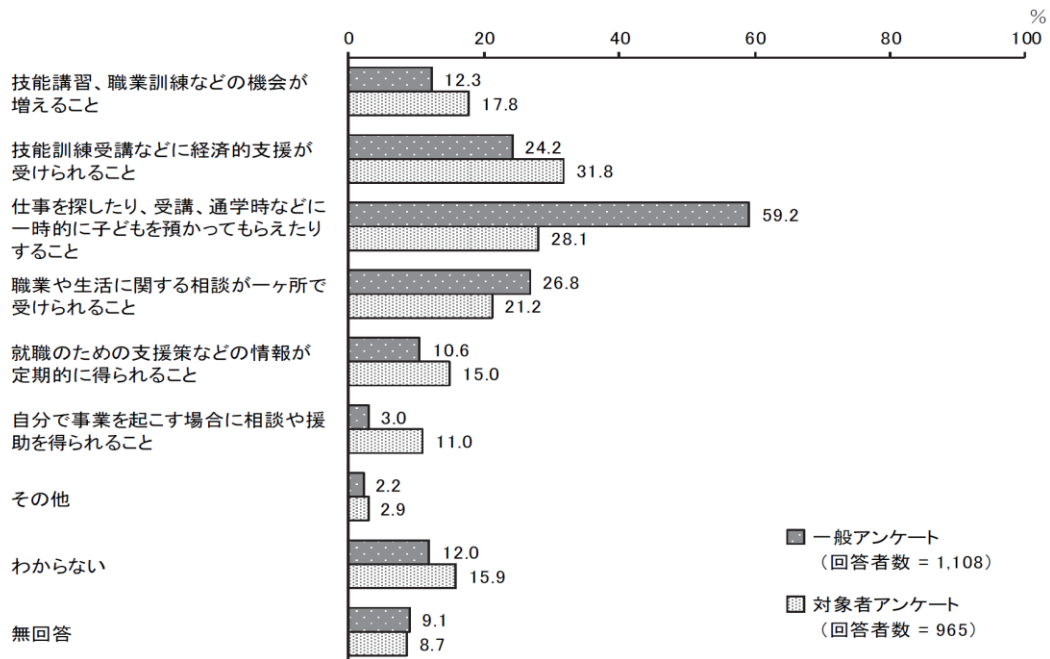
⁵ 養育費

子どもが自立するまで必要とする、生活経費、教育費、医療費等の費用。特に、両親が離婚した場合に、子どもを実際に育てる親が子どもと離れて暮らす側の親に請求するものをいう。

⑤ひとり親家庭が必要とする支援

必要とする支援として、技能訓練受講などに経済的支援が受けられること、仕事を探したり、受講、通学時などに一時的に子どもを預かること、職業や生活に関する相談が一ヶ所で受けられることなどが挙げられています。

【図表 34】ひとり親家庭の方のよりよい就職や仕事の問題解決のために必要な支援
(2つまで回答可)

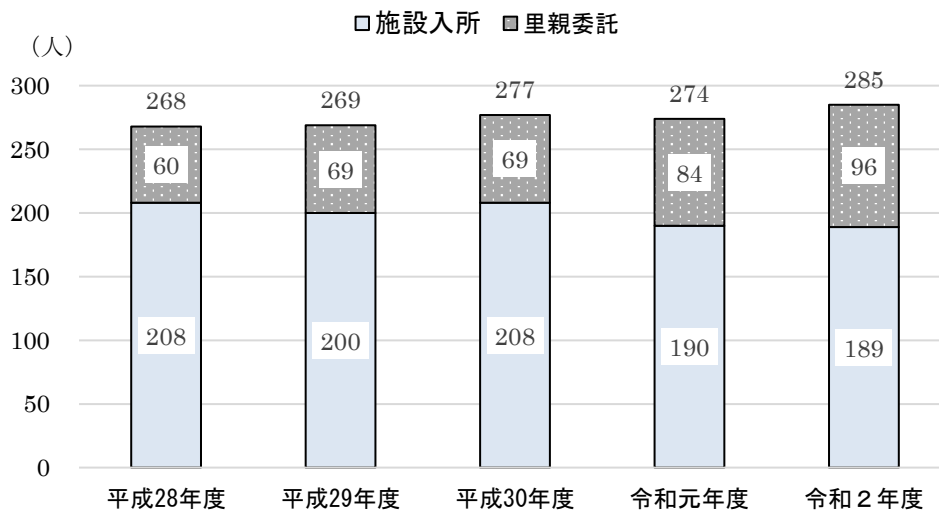


(6) 児童養護施設入所児童等の状況

①児童養護施設等入所児童数

本市の児童養護施設等入所児童数は、増減を繰り返しており、平成28年度以降は180~200人台で推移しています。里親委託については、登録里親数が増えていることなどもあり、増加しています。

【図表 35】本市児童養護施設等入所児童数及び里親委託児童数の推移 (年度末)



②児童養護施設の子どもの進路の状況

本市の児童養護施設に入所している児童の高等学校等進学率は、平成 29 年度以降 100%で推移しています。また、高等学校卒業後の専修学校等を含めた進学率は1～2割程度で推移しています。

【図表 36】本市児童養護施設の子どもの進路の状況（中学校卒業後）

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
中学校卒業児童	19 人		18 人		21 人		26 人		21 人		
進学	高等学校等	18 人	94.7%	18 人	100.0%	21 人	100.0%	26 人	100.0%	21 人	100.0%
	専修学校等	1 人	5.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
就職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

【図表 37】本市児童養護施設の子どもの進路の状況（高等学校卒業後）

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
高等学校卒業児童	9 人		12 人		19 人		14 人		11 人		
進学	大学等	-	-	1 人	8.3%	1 人	5.3%	2 人	14.3%	2 人	18.2%
	専修学校等	1 人	11.1%	1 人	8.3%	2 人	10.5%	-	-	-	-
就職	8 人	88.9%	9 人	75.0%	15 人	78.9%	12 人	85.7%	6 人	54.5%	
その他	-	-	1 人	8.3%	1 人	5.3%	-	-	3 人	27.3%	

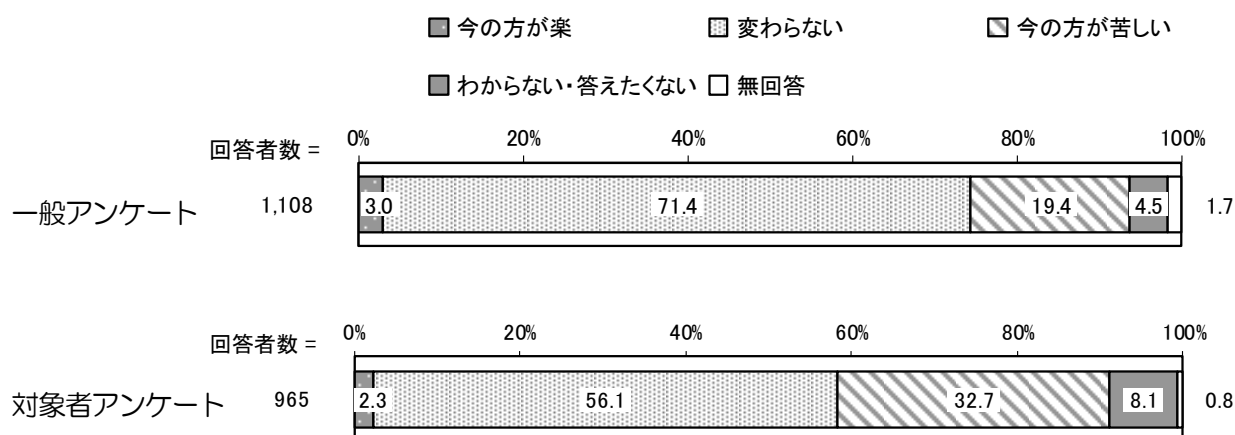
※「その他」は調査時点で未定だったものなど

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響

①暮らしの状況

アンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症拡大前と現在の暮らし状況を比べて、「今の方が苦しい」と回答した割合は、一般アンケートでは 19.4%、対象者アンケートでは 32.7%となっています。

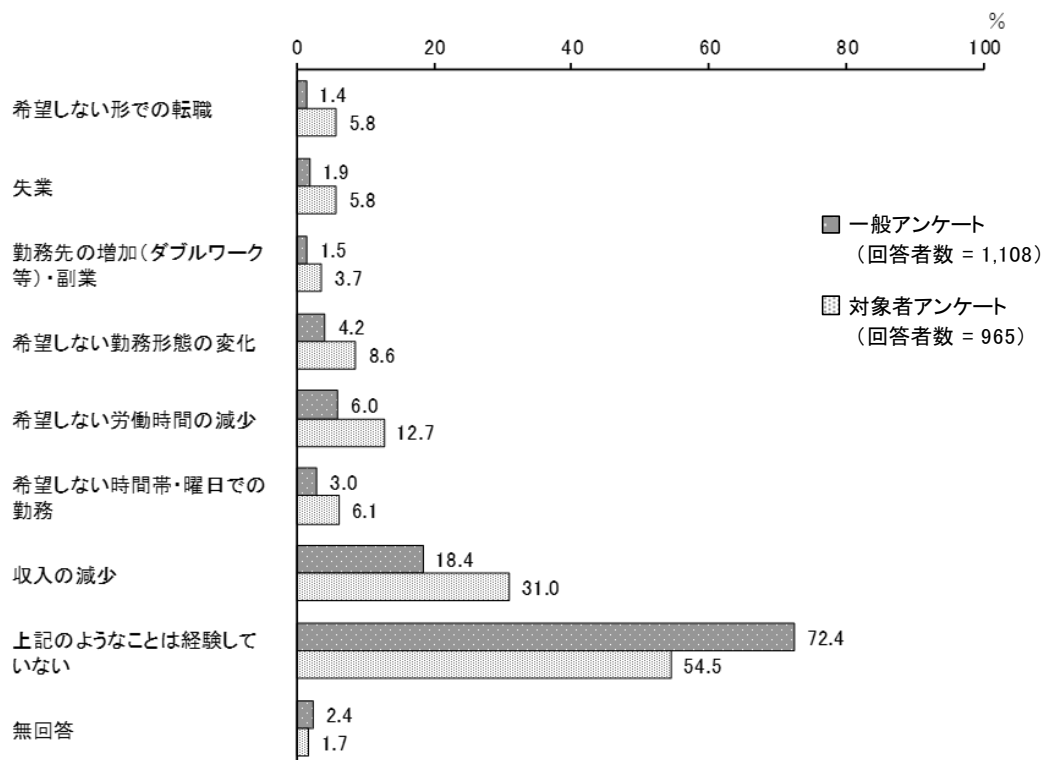
【図表 38】新型コロナウイルス感染症拡大前と比べた現在の暮らし状況（単一回答）



②就労等への影響

アンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症の影響により、希望しない形での転職や失業、労働時間や収入の減少などを経験した割合が、いずれも一般アンケートよりも対象者アンケートで高くなりました。

【図表 39】新型コロナウイルス感染症拡大の就労等への影響（複数回答可）



【図表 40】新型コロナウイルス感染症拡大の就労等への影響（一般アンケート／所得区分別）

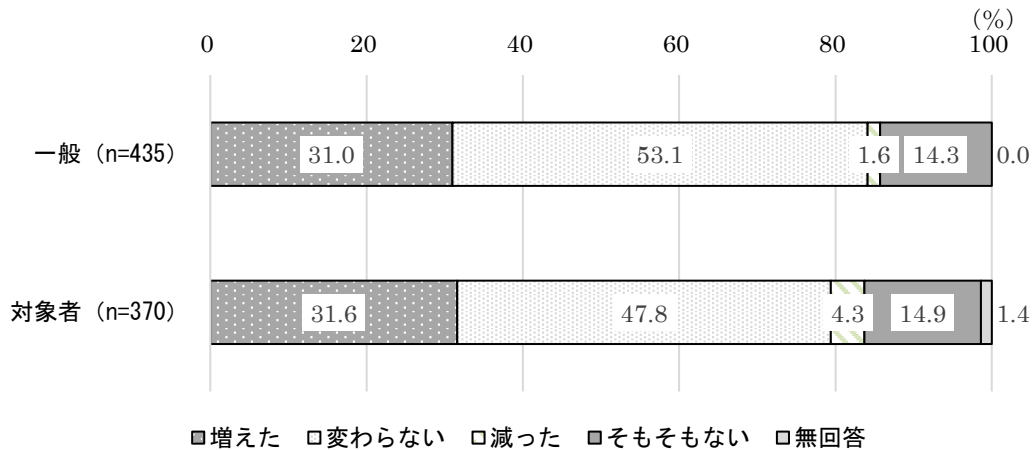
単位：%

区分	回答者数 (件)	希望しない形での転職	失業	勤務先の増加(ダブルワーク等)・副業	希望しない勤務形態の変化	希望しない労働時間の減少	希望しない時間帯・曜日での勤務	収入の減少	上記のようなことは経験していない	無回答
中央値以上	486	0.8	0.8	0.8	2.9	3.5	2.3	10.1	81.5	2.1
中央値の2分の1以上中央値未満	289	1.0	2.8	2.8	4.2	7.6	3.8	23.9	66.1	2.1
中央値の2分の1未満	73	4.1	5.5	1.4	9.6	15.1	4.1	32.9	56.2	1.4

③子どもへの影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、イライラや不安を感じたり気分がしずんだりすることが増えたと回答する子どもが3割ほどいます。

【図表 41】 イライラや不安を感じたり気分がしずんだりすること（単一回答）



アンケート調査 自由記述欄より

- ・コロナもあり地域交流もないし、私が産んだ時もイベント等は全て中止で行ったことがない。きっと1人で悩んでいるお母さんはたくさんいると思う。
- ・コロナ禍に第二子が生まれたが、（コロナの関係もあり）祖母から子育てへの支援が得られにくく、非常につらかった（今もつらい）。
- ・コロナのため、産前に予定されていた母親学級や産後の3～4か月教室が中止されたため、同じような年齢の子どもを育てている方と知り合う機会が少なく、今でも同じように考えている母親が多いと感じる。
- ・コロナによる収入の減少があり、その損失に対する経済支援が必要。

支援者ヒアリング調査より

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、父親がリモートワークをすることで、大人もストレスを抱える傾向にある。子どもは、夕方まで外で遊んでいるように言われている場合もある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2年間は、さらにDV被害が増えたと感じる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務する飲食店が閉店したり、収入面から継続して勤務することが難しくなったりする場合がある。
- ・雇用状況に新型コロナウイルス感染症の影響は出ている。特に、飲食店に勤務していた母親は失業したケースが多い。

2 課 題

(1) 子どもの生活と教育に関する課題

保護者が抱える悩みの多くは、子育てや金銭面のものとなっており（P.10 図表14）、子育てにおいては教育費、進学や受験のことが中心となっています（P.11 図表15）。子どもの進学先の選択に際して、希望と異なる進学先を選ぶ理由として、子どもの学力や経済的な理由が挙げられている（P.11 図表16）ほか、子ども自身も進学のことや勉強について悩みを抱え、児童養護施設に入所する子どもからは、施設退所後のお金や、生活全般を心配する声も聞かれており（P.17～18 図表23）、世帯の経済状況や子どもが置かれた環境によって、進学や就職等、子どもの将来が制約を受けかねない様子が見受けられます。

支援者ヒアリングの中で、保護者が日々の生活で精一杯であり、家庭で子どもの学習を見ることができていない場合、学校のフォローがあっても理解が遅れがちになるとの事例が挙げられており、保護者が日常的に子育てや家庭生活へ時間を割くことが難しいことで、子どもの学びや生活への影響が懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、子どもがイライラや不安を感じたり、気分がしずんだりすることが増えているなど、生活に影響を受けていることがうかがえます（P.26 図表41）、子どもに寄り添った支援が求められます。

(2) 経済的支援と自立に関する課題

保護者が希望する支援として最も多いのは、生活や就学のための経済的補助となっている（P.12 図表17）ほか、現在の収入では子どもを学習塾に通わせることができない（P.10 アンケート自由記述）といった声が聞かれるなど、経済的な問題を背景に家庭環境が整わないことが、子どもの学びや健康等に影響を及ぼし、就学や就業を通じて貧困の問題が世代間で連鎖していることの一端が見てとれます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が低い世帯ほど、希望しない労働時間の減少、収入の減少、失業につながるなど、影響を強く受けている（P.25 図表39）ことから、経済的支援制度の効果的な周知により、支援制度の活用促進を図り、安定した生活環境を整えていくことが求められます。

(3) つながる体制と支援情報の提供に関する課題

相談相手の有無について、平成28年7月実施の前回調査と比較すると、相談相手がいる割合と相談相手がほしいとする割合のいずれも増えています(P.14 図表19)。計画策定協議会では、生活に困っている保護者の方々は地域や親族との関わりが少ない現状や、行政、地域、学校、NPO等関係機関のネットワークを活用して支援を行うことが必要である、などの意見がありました。世帯が孤立することで、経済的な問題以外に、DV⁶や疾病、虐待等の様々な問題を抱え、複雑化していることもあるため、児童福祉、母子保健、障害者福祉等、多岐にわたる専門機関との連携のもと、早期に支援先につなげる必要があります。

一方で、行政の発信する各種支援制度の情報が届いていない世帯の割合は、高い状態が継続しています(P.15 図表20)。受け取りやすい広報手段として、市政日より、インターネットやSNSを選択する割合が高く(P.16 図表21)、また、支援を受けるために必要なこととして情報サイトの充実、休日・夜間の対応、保育施設・幼稚園・学校等を通じた情報提供が挙げられている(P.13 図表18)ことから、日常生活に沿った広報・支援が求められています。

(4) ひとり親家庭等の負担軽減に関する課題

ひとり親は、パート・アルバイトとして就労をする割合が高い状況にある(P.21 図表29)中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収入の減少や労働時間が減少するなど、生計がより不安定な状況に置かれています。

ひとり親になった際に、差し当たりの生活費や、子どもの健康・教育・しつけに困る世帯が多く、また、子育てとの両立や収入を理由とした転職・失職を経験していることから、生計の維持と子育てを単独で担うことの負担が大きいものとなっています。養育費については、その取り決めをしている割合や現在養育費を受けている割合は平成30年と比較して増加はしているものの、養育費を受けているのは、母子家庭で4割強、父子家庭では2割に満たない状況となっています(P.22 図表31、32)。さらに、実家などからの援助を得ることができない場合(P.22 支援者ヒアリング)や、相談相手がない(P.14 図表19)など、孤立しやすい状況にあり、問題がより複雑化しやすいため、保護者への就労支援、家庭生活の負担軽減を図るため、学校や地域等、子育て全般の各場面で積極的につながり、支援を行うことが求められます。

⁶ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等親密な関係にある者(過去にそのような関係にあった者を含む)から振られる暴力のこと。身体への暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力も含む。

第3章 基本目標と基本的な方向性

前章で整理した課題の解決に向け、本計画で目指す基本目標、施策推進の基本的な方向性、持続可能な開発目標（SDGs）との関係、施策の体系は、次のとおりです。

1 基本目標

「仙台に暮らす親子が安心して暮らし、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます」

2 施策推進の基本的な方向性

本計画における本市の子どもの貧困対策及びひとり親家庭等の自立促進の基本的な方向性を次のとおりとし、この考え方に基づき基本目標の実現に向けた施策の推進を図ります。

（1）子どもを支える

子どもの育ちには、その成長段階に合わせて遊び、学び、多様な体験を積むことが大切です。しかし、課題を抱える家庭の子どもは、周囲の人とのコミュニケーションが十分に取れない、適切な生活習慣や学習習慣を身につける機会が与えられないなど、不安定な家庭環境に置かれていることがあります。

子どもの貧困の連鎖を防ぐためには、乳幼児期から学齢期へ、さらには高等学校段階へと、子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていく必要があります。さらに、子どもが高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子どもの社会的自立⁷が確立されるまでの継続的な視点で、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮しながら、支援体制を構築することが必要です。

子どもが置かれた環境に左右されることなく、安心できる居場所と身近な支援者を得られ、適切な生活習慣や学力を身につけ、そして開かれた将来に向けて健やかに成長していけることを目指して、学習支援・生活支援、子どもに寄り添う居場所づくりなど、教育の機会均等と必要な環境整備を図り、子どもの現在及び将来を見据えた施策の推進に取り組みます。

（2）家庭を支える

生活に困窮する家庭は、親が低賃金や不安定な雇用条件等で就業するケースが多く、長時間労働やダブルワークなどにより収入を増やそうと努力をしながら、健康面での不調を招き、生活がより困難になっている場合もあります。そのため、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につなげ、経済的に自立できることが、保護者にとっても、子どもの成長にとっても重要です。

また、家庭が抱えた課題や経済的な事情により、子どもの自らの理想の実現に向けた道が狭められることは、将来的に子どもの生活の質を落としてしまうことにもつながりかねません。子どもの貧困対策において

⁷ 社会的自立

就労による経済的自立のみならず、自身の状況に応じ、心身の健康や生活の管理を行うなどして日常生活を営み、地域とのつながりをもって社会的に生活すること。

は、生活困窮状態にある子育て家庭の生活の質の向上により、子どもが貧困の連鎖から抜け出し、社会に出て自立するまでの長い期間にわたり、途切れることなく寄り添い型の支援⁸が行われることが求められます。

家庭が抱える課題に対して、親子が希望を持って暮らしていけるよう、保育や預かりなどの子育て支援体制の充実と併せて、親の就業による自立支援、子どもの生活に直接届く就学援助や医療費助成等の経済的支援を行うなど、生活の安定を目指す施策の推進に取り組みます。

(3) 支える仕組みづくり

困難を抱える子育て家庭の問題は、経済的困窮のみならず、人間関係の課題、精神面での支えの不足、養育能力や生活能力の低下、DV、虐待など、複数の課題が絡み合っていることが多く、解決を難しくしています。また、ひとり親においては、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うこととなった直後から、その生活が大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面する場合があります。

安心できる暮らしと子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。そのためには、深刻な困窮状態にありながら地域で孤立を深め、福祉の窓口の利用も困難な子育て家庭を早期に発見することが重要です。行政が医療機関や保育施設、学校、地域で子育てを支援する民間団体等と情報の共有をしつつ、有機的な連携の促進を図ることで個々の家庭の支援ニーズを的確に把握し、きめ細かな伴走型の総合的な支援を実現するための施策の推進に取り組みます。

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015年9月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」が採択されました。

2030アジェンダでは、169の関連ターゲットを伴う17のゴールからなる目標が掲げられ、この目標が「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」です。

SDGsは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継にあたりますが、MDGsは開発途上国を主とした目標であるのに対し、SDGsは先進国を含む国際社会全体の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念のもと、環境、経済、社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

2016年12月に国の「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGsを全国的に実施するためには、全国の自治体においても積極的な取り組みを推進することが不可欠であるとの認識のもと、自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダー⁹との連携の強化等、SDGs達成に向けた取り組みを促進することとしています。

⁸ 寄り添い型の支援

生活上の困難に直面している人に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するもの。伴走型支援と同意。

⁹ ステークホルダー

組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者のこと

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



自治体や市民、企業などの多様な主体が目標の達成に向けて取り組むことが求められる SDGs の特徴と、「誰一人取り残さない」という理念は、子どもの貧困対策やひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を進める上でも共通するものであり、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとした多くのゴールが関連しています。



4 施策の体系

基本目標

仙台に暮らす親子が安心して暮らし、
子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、
夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

施策の基本的な方向性・施策体系

方向性1 子どもを支える

子どもが夢や希望を持って
健やかに育つよう、学びを支援し、
安心できる居場所をつくります

- (1) 学びの支援
- (2) つながりの場づくり
- (3) 困難な環境で育つ子どもへの支援

方向性2 家庭を支える

貧困の世代間連鎖を防ぎ、
親子が安心して生活できるよう
家庭の子育てを支援します

- (1) 保護者の就労支援
- (2) 子育て支援体制の充実
- (3) 経済的支援

方向性3 支える仕組みづくり

課題を抱える子ども・家庭を早期に発見し、
適切な支援につながるができるよう
地域・社会で支える仕組みを構築します

- (1) 相談支援事業の充実と情報提供
- (2) 支援する人材・体制づくりと各種機関・団体の連携
- (3) 専門的な支援を要するケースへの対応

第4章 施策の展開

1 子どもを支える

(1) 学びの支援

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
1	幼児期からの切れ目のない教育の推進	幼稚園・保育所・小学校・中学校等の連携を図り、幼児期からの切れ目のない教育により、小・中学校へ進学する際の環境の変化に児童生徒が対応できる力を育むとともに、個に応じたきめ細かな指導により学習意欲の向上や確かな学力の定着につなげる。	教育局 子供未来局
2	保育所における食育の推進	保育指針に基づき、食事のマナー、食習慣、食事前後の衛生習慣等の働きかけを行うなど、日々の生活の中で子どもたちへの食育の充実を図る。	子供未来局
3	学校における食育の推進	児童生徒が食事の大切さや食を取り巻く環境・食文化に関する知識や理解を深め、望ましい食習慣を身に付けるため、食習慣に関する調査分析・食育推進に関する研修会・給食訪問での指導助言等を実施する。	教育局
4	35人以下学級の拡充	小・中学校において、児童生徒一人ひとりの個性に合わせた、きめ細かな指導を行うため、国の標準で40人学級とされている学年を、本市独自に35人学級編制とする。	教育局
5	小1生活・学習サポーターの配置	小学校1年生の教室において児童が落ち着いて学習に取り組める環境をつくるため、地域や保護者の方々を委嘱し学級担任をサポートする。	教育局
6	放課後子ども教室推進事業	放課後等の小学校施設等を活用して子どもたちの安全な居場所を設けるとともに、地域の方々や保護者の協力を得て、当該小学校児童に学習やスポーツ、地域に根ざした多様な体験活動及び地域住民との交流活動等の機会を提供することで、子どもが自ら学ぶ力を身に付け、地域で子どもをはぐくむ環境の充実に取り組む。	教育局
7	土曜日の教育支援体制等構築事業	子どもたちの土曜日の教育活動の充実を目的として、地域の方々の生涯学習の成果を生かしながら、子どもたちに豊かな学びや体験の機会を体系的・継続的に提供する。	教育局
8	算数・数学における学習支援事業	学校の間を活用し、算数・数学の授業の中での個別の支援や放課後等に補充学習を行う。学習支援員が子どもの学習に寄り添い、つまづきを把握し、個に応じたきめ細かな指導を行うことで子どもの学力の向上を図る。また、子どもに学力面での自信をつけさせることで、不登校等の未然防止にもつなげていく。	教育局
9	学習・生活サポート事業	生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、保護者からの子どもの養育に関する相談に対応し、所属校や各種専門機関との連携により総合的な支援を行う。	健康福祉局 子供未来局

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
10	大学連携による中学生学習サポート事業	市内中学生を対象に在仙大学の学生ボランティアによる学習支援を実施する。中学3年生を対象にした長期休業中の受験対策等を中心に、生徒のよりよい進路の実現を目指して、学習意欲の向上や学習環境の改善、基礎的な学力の定着を図る。	教育局
11	経済的困難を抱える中学生を対象とした無料学習会「タダゼミ仙台」	家庭の経済的な理由等により民間教育サービスを受けることが困難な中学3年生を対象とした無料学習会を通年で実施する。社会人及び学生ボランティアによる集団学習や個別学習を通して、基礎的な学力の定着や学習意欲の向上を図る。	教育局
12	思春期保健	若年妊娠・予期しない妊娠等の防止や性感染症の予防等について、中学校、高等学校の生徒とその保護者を対象とした講習会を実施するなど、思春期からの心と体の健康教育の充実に向けた取り組みを進める。	子供未来局 各区役所
13	多様な教育機会の確保（フリースクール ¹⁰ 、夜間中学 ¹¹ 等）	不登校児童生徒が様々な選択ができるようフリースクールとの連携の推進や、夜間中学において（中学校卒業後に）「学び直し」を希望する方に学びの場を提供するなど、多様な教育機会の確保に努める。	教育局
14	中途退学未然防止等事業	生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、進級支援や心の安定を図る居場所の提供を行い、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を行うことで将来の自立を支える。また、保護者からの子どもの養育に関する相談に対応し、所属校や各種専門機関との連携により総合的な支援を行う。	健康福祉局 子供未来局
15	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母または父及び児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、受講開始時給付金や受講修了時給付金、合格時給付金を支給する。	子供未来局 各区役所

(2) つながりの場づくり

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
16	子どもの居場所づくり支援事業	子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、地域による見守りから必要な支援策へつなぐ仕組みづくりを推進するため、地域の子どもを対象とした食事の提供を行う子ども食堂の費用助成を行うほか、ホームページ等を活用した広報等の各種運営支援を行うことで、相互連携した情報発信・情報共有を進める。また、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う居場所づくりを検討する。	子供未来局

10 フリースクール

小・中学校に通っていない義務教育段階の子どもが通う民間の団体・施設。

11 夜間中学

市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級。義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方等の、教育を受ける機会を実質的に保証するための様々な役割が期待されている。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
17	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進及び児童館事業の充実	児童館に児童クラブを開設し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その育成支援を図る。 また、児童クラブの開設や自由来館児童の受入れのほか、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設等による子育て家庭への支援の充実を図るとともに、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、関係機関等と連携して適切な支援につなげる。	子供未来局
	放課後子ども教室推進事業	再掲 No. 6	教育局
18	中高生の自主活動支援事業	子育てふれあいプラザ泉中央（のびすく泉中央）において、放課後や学校休業日における家庭や学校以外での活動を通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、主体的な社会参加のために必要な資質を養う場を提供する。	子供未来局
	学習・生活サポート事業	再掲 No. 9	健康福祉局 子供未来局
19	ふれあい広場・就労支援活動	学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の安定した居場所が欲しいなどの青少年が、日常的に通所して活動できる「ふれあい広場」を設置し、相談・支援を行う。 また、中学校卒業後、あるいは高校を卒業または中退後、職に就いていない無職少年からの就学・就労相談に応じ支援する。	子供未来局
	中途退学未然防止等事業	再掲 No. 14	健康福祉局 子供未来局

（３）困難な環境で育つ子どもへの支援

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
20	育児ヘルプ家庭訪問事業	子どもの養育について支援が必要な家庭に、訪問による支援を実施することにより、その家庭の子どもの養育の安定を図り、子どもの健全な育成に寄与することを目的として、民間事業者による育児ヘルパーの派遣や、区役所・宮城総合支所からの専門指導員の派遣を行う。	子供未来局 各区役所
21	支援対象児童等見守り強化事業	要保護児童のいる世帯など支援ニーズの高い家庭の見守りを強化し、児童や家庭の状況把握を行うとともに、関係機関による適切な支援につなげる。	子供未来局
22	適応指導教室（杜のひろば）運営	不登校の子どもたちの学校復帰や社会的自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校の未然防止に向けた、１・２・３運動 ¹² や積極的な小中学校との連携に取り組む。	教育局

¹² １・２・３運動

「１週間・１か月間の学校生活の把握」「２方向以上からの情報収集」「３日間連続欠席した際の初動対応開始」をスローガンとした不登校防止のための初期対応。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
23	スクールカウンセラー ¹³ 配置事業	いじめや不登校、暴力行為など内面のストレスや不満が要因と思われる問題行動の未然防止を図ること、さらには発達障害等、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校に配置する。	教育局
	ふれあい広場・就労支援活動	再掲 No. 19	子供未来局
24	児童相談所における支援	子どもに関する家庭その他からの相談に対して、区役所他の関係機関との役割分担の中で専門的知識や技術を生かし、援助を行う。 必要に応じ、親子関係の改善に向けた支援を行うとともに、子どもの心理的ケアを行う。	子供未来局
25	ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン	ヤングケアラー ¹⁴ の早期発見・支援につなげるため、関係機関によるピアサポート ¹⁵ 相談等の支援体制の構築及びオンラインサロンの運営を行う。	子供未来局
	学習・生活サポート事業	再掲 No. 9	健康福祉局 子供未来局
	中途退学未然防止等事業	再掲 No. 14	健康福祉局 子供未来局
26	仙台市立高等学校就職支援員配置事業	市立高校に就職支援員を配置し、就職のための企業開拓や情報収集、生徒・保護者への進路相談、面接・作文・小論文指導、キャリア教育支援等、実践的な就職支援を行う。	教育局
27	社会的養護自立支援事業(22歳までの居住支援・生活支援)	児童養護施設等に入所または里親に委託した児童で、18歳(措置延長の場合は20歳)到達により委託解除後も、自立支援を継続して行う必要がある児童について、原則22歳の年度末まで居住支援や生活支援を行う。	子供未来局
28	児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業	児童養護施設等入所(里親委託を含む)児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就職支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行う。	子供未来局

13 スクールカウンセラー

臨床心理の専門職であり、学校において、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助のほか、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどにあたる。

14 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

15 ピアサポート

同じような立場、同じような課題に直面する人や、その経験がある人によるサポート。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
29	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中または退所した児童等が、就職やアパート等を賃借する際に必要となる身元保証人の損害保険契約の保険料を負担することにより、身元保証人を確保し、児童等の社会的自立の促進を図る。	子供未来局

2 家庭を支える

(1) 保護者の就労支援

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
30	ひとり親家庭等相談支援センター事業（就業相談・就業情報提供事業・就業支援セミナー）	母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターの相談員が、相談者個別の家庭状況、就業適性、就業経験等に応じた就業相談及び情報提供を行う。	子供未来局
31	自立支援プログラム策定	母子家庭相談支援センター等において、低所得のひとり親家庭について、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定する。当該プログラムに基づき、公共職業安定所との連携により、きめ細かな就労支援を行う。	子供未来局
32	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父を対象に、パソコン、介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講するための経費の一部を支給する。	子供未来局 各区役所
33	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の母または父を対象に、看護師、保育士等、経済的自立に効果的な資格等の取得のため養成機関に修業する間の生活費を補助する。また、養成機関への修業終了後に一時金を支給する。	子供未来局 各区役所
34	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に修学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行う。また、母子・父子自立支援プログラムを策定するなど、就労に向けて意欲的に取り組む方へ住宅支援資金の貸付を行う。	子供未来局
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	再掲 No. 15	子供未来局 各区役所
35	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、就業するために必要な資格取得費用や子どもの学費、就学支度資金など経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供と家計に関する相談を行った上で、各種資金の貸付を行う。	子供未来局 各区役所

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
36	住居確保給付金	離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに住居及び就労の機会の確保の支援を行う。	健康福祉局 各区役所
37	生活困窮者自立支援事業（仙台市生活自立・仕事相談センター運営業務）	生活困窮者の相談を受け、生活や仕事探しなどの課題についてプランを作成し伴走型の支援を行う自立相談支援事業を行うとともに、一般就労に向けての基礎能力の形成を支援する就労準備支援事業を行う。	健康福祉局
38	キャリアコンサルティング（個別就職相談）	失業者の再就職や求職者の進路相談（就活の進め方、応募書類の添削、面接対策等）、在職者のキャリアや転職に関して専門の就職相談員による個別相談を実施し、就業の促進を図る。	経済局
39	女性相談における就業自立相談	女性相談員が就業による自立を目指す方の相談に対応する。	市民局
40	仙台市労働相談室	職場や仕事上のお悩みやトラブルについて、社会保険労務士が解決へのアドバイスを行う。	市民局
41	「働くみなさんのためのガイドブック」の作成・配布	育児休暇、介護休業制度や勤務時間短縮措置など、男女が仕事と家庭を両立するための環境づくりについての普及・啓発を行うとともに、女性の就業継続、再就職の普及・啓発による子育てと仕事の両立を支援する。また、仕事探しのための場所及び問い合わせ先を紹介する。	市民局
	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進及び児童館事業の充実	再掲 No. 17	子供未来局

（２）子育て支援体制の充実

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
42	妊産婦・新生児等訪問指導	妊産婦、新生児、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図る。	子供未来局 各区役所
43	多胎家庭支援	多胎妊産婦に対して、産後の育児を想定した情報提供や育児の相談対応を妊娠期から行い、育児にかかる負担・不安の軽減を図る。	子供未来局 各区役所
44	母親教室・両親教室の充実	妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減してそれらに主体的に取り組める姿勢を養うとともに、地域の中での育児の仲間づくりを促進するため、妊婦及びその配偶者を対象に集団指導・グループワークを実施する。	子供未来局 各区役所

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
45	特定妊婦 ¹⁶ への支援	予期しない妊娠、若年妊娠、経済的困窮、家庭環境面の問題等により、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対しては、早期に訪問や面接による支援を開始する。	子供未来局 各区役所
46	特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援	予期せぬ妊娠等の相談対応において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、産科等医療機関への同行支援等を行うことによりその状況を把握し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備し、妊娠中から支援を行う。	子供未来局 各区役所
47	産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安がある等、育児支援が必要な産婦を対象に、市内の産科医療機関、助産所での宿泊、デイサービス（日帰り）、または自宅への訪問により心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てできるよう支援する。	子供未来局 各区役所
48	離乳食教室	乳幼児の食習慣づくりの基礎となる時期に、乳児とその保護者を対象に、発達段階に応じた離乳食の進め方等について学ぶことを目的とした教室を開催する。	子供未来局 各区役所
49	新生児聴覚検査費用助成事業	出生後、退院までの間に医療機関で実施される新生児聴覚検査（初回検査）の費用助成を行う。	子供未来局
50	フッ化物歯面塗布助成事業	歯が生え始める乳児期からのむし歯予防の取り組みを支援し、かかりつけ歯科医での予防措置を受け始める機会とするとともに、「☆せんだい☆でんたるノート」を活用した継続的なむし歯予防につなげていくため、フッ化物歯面塗布の初回利用を公費助成するもの。	子供未来局 各区役所
51	フッ化物洗口 ¹⁷ 事業継続補助金事業	幼児期のむし歯予防を促進し、児童の健やかな成長に寄与することを目的として、フッ化物洗口導入支援事業参加施設である私立幼稚園、私立保育所、認定こども園 ¹⁸ 等に対して、フッ化物洗口継続実施にかかる費用の一部を助成する。	子供未来局
52	フッ化物洗口導入支援事業	幼児期後半からのむし歯予防を推進するため、保育所・幼稚園・認定子ども園におけるフッ化物洗口の導入を支援する。	健康福祉局 各区役所

¹⁶ 特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

¹⁷ フッ化物洗口

フッ化物洗口液で約1分間うがいをする「むし歯予防法」。保育所や幼稚園、学校等において集団で実施することで、子どもたちの家庭背景に左右されることなく、特に永久歯のむし歯予防効果が期待でき、健康格差解消の手段となる。

¹⁸ 認定こども園

未就学児を対象に教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所的な機能を備えた「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的な機能を備えた「保育所型」、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地域裁量型」がある。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
53	幼児健康診査及び事後指導	対象年齢のすべての子どもに対して健康診査を行うなどして、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことで、幼児の健康の保持及び増進を図る。 また、被虐待児、虐待等のリスクを抱える要支援家庭を早期に発見し、養育の相談・指導・支援を行うことで、適切な養育環境を整える。	子供未来局 各区役所
54	乳幼児健診後のフォローの充実	健診等により把握した育児支援を要する親子について、訪問等の個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する。	子供未来局 各区役所
55	幼児健康診査におけるむし歯ハイリスク児への支援	幼児健康診査において、多数のむし歯がある等のむし歯ハイリスク児に対しては、歯科医師・歯科衛生士が保健師・栄養士等と連携し総合的な視点で継続的に育児支援を行う。	子供未来局 各区役所
56	訪問栄養指導事業	保健所職員及び訪問栄養相談員（在宅の管理栄養士又は栄養士）が家庭を訪問し、健康状態や育児環境、養育状況等に応じた、食生活全般にわたる具体的な指導助言を行うことにより、生涯の基盤となる望ましい食生活の実践を支援する。	健康福祉局 各区役所
	育児ヘルプ家庭訪問事業	再掲 No. 20	子供未来局 各区役所
57	のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業	のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児の一時預かり、子育てに関する相談支援や、情報の収集及び提供を行うことにより、子育てに関する不安や負担の軽減を図る。	子供未来局
58	居宅訪問型保育事業	障害、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児等へ保育サービスを提供する居宅訪問型保育事業の運営を支援する。	子供未来局
59	保育所の優先入所	ひとり親世帯の児童が一般の家庭よりも保育所へ入所しやすくなるよう配慮し、子育てや生活の面における支援を行う。	子供未来局
60	保育所等地域子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、保育所等の育児に関する専門的な機能を生かして、子育て家庭の交流の場の提供、来所や電話等による育児相談、子育て講座の開催等の育児支援事業を実施する。	子供未来局
61	訪問型子育て支援事業	子育てに悩みながらも様々な事情で子育て支援の相談先に向けない家庭を対象に、保育所から保育士や栄養士等が家庭を訪問し、離乳食、遊び方、子どもの発達等の相談を受け、家庭の中で孤立した育児を支える。また、必要に応じて保健福祉センターの保健師と連携し、訪問相談から子育て支援事業利用等へつなぐ支援を行う。	子供未来局

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
62	保育所における保護者支援	保育所入所児の保護者に対し、子どもの発達上の課題や育児不安等への個別支援等、保育所の特性を生かした支援に努める。また、保護者の不適切な養育などが疑われる場合は、専門機関と連携した速やかな対応を行う。	子供未来局
63	保育事業、一時預かり、休日保育	保育所や認定こども園等において、保護者の就労などのため保育が必要な子どもを対象に、健やかに生活できる環境を提供する。生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭との連携のもとに、子どもが安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図ることを基本として養護と教育 ¹⁹ を一体的に行う。 また、保護者の傷病等により、家庭における保育が一時・緊急的に困難となる児童に柔軟に対応する保育サービスを実施するほか、日曜日や祝日にも保護者が就労するなどにより、家庭における保育が困難となる場合の保育需要に対応するため、一部の私立保育所等で休日保育を実施する。	子供未来局
64	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、保育施設等において通常の開所時間に加え、さらに1～2時間（施設等により異なる）の延長保育を実施する。	子供未来局
65	地域子育て支援事業【幼稚園・認定こども園】	幼稚園及び認定こども園において、地域の子育て支援機能の充実に目的とし、子育てに関する相談及び情報の提供や、子育て公開講座・講演会等の開催等を行う。	子供未来局
66	幼稚園預かり保育事業	幼稚園及び認定こども園において、園の教育時間終了後等も園内で園児を預かる「預かり保育」を実施する。	子供未来局
67	のびすくにおける相談支援	のびすく（子育てふれあいプラザ等）に専門の相談員「のびすく子育てコーディネーター（NoKoGo のここ）」を配置し、保育サービスや子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行うとともに、地域の子育て支援従事者等と連携を図ることにより、子育て家庭の状況に応じた適切なサービス利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	子供未来局
68	病児・病後児保育事業	病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で、保護者の勤務の都合等のため家族で育児を行うことが困難な児童を対象に、診療所や保育施設に付設された施設等で保育を行う。	子供未来局
69	特別支援保育	認可保育所、認定こども園、地域型保育施設等において、心身に障害がある児童等、特別な支援が必要な児童が健常児とともに育つことを推進するため、保育の必要性があり、集団保育が可能な障害のある児童等の受け入れの充実に努める。	子供未来局
70	5歳児ののびのび発達相談	5歳児全員を対象に、家庭で発達状況を確認できるセルフチェック表を郵送し、保護者が児の発達面で心配なこと、相談したいことがある場合に、区役所・総合支所で予約制による個別の発達相談を行う。	子供未来局 各区役所

¹⁹ 養護と教育

保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりをいう。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
71	地域子育て支援事業【児童館・児童センター】	乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、地域の子育て家庭の支援について、事業の充実を図る。	子供未来局
72	規則正しい生活習慣の確立に向けた支援	充実した学校保健活動の展開や他機関との連携による家庭への支援等を行うことにより、規則正しく健康を意識した生活習慣の確立に向けた取り組みを推進する。	教育局
73	教育相談室	児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、学校生活における悩みや保護者の養育上の悩み、特別支援教育等について、電話相談及び来室相談に応じる。	教育局
	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進及び児童館事業の充実	再掲 No. 17	子供未来局
74	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、自立を図るための修学等もしくは疾病等により一時的に家事や育児が必要な場合などに、家庭生活支援員を利用者の居宅に派遣し、日常生活支援を行うことにより、対象家庭等の生活の安定を図る。	子供未来局 各区役所
75	子育て支援ショートステイ	小学校修了前の児童を養育している保護者が、疾病や育児疲れ等により、その養育が一時的に困難になった場合に、一定期間、児童養護施設で児童を保護・養育する。	子供未来局 各区役所
76	乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホーム	様々な家庭の事情で長期にわたって子どもを育てられないとき、保護者に代わって子どもの養育をする。	子供未来局
77	母子生活支援施設 ²⁰ における支援	入所した母子家庭の母に対し、生活、就労、教育等の各種相談を行い、必要に応じて様々な機関に紹介するなどの自立支援を行う。子どもに対しては、施設内での保育、病児保育、休日保育、放課後の遊びや学習支援等を行う。併せて退所したのちについても相談その他の援助を行う。	子供未来局 各区役所
78	市民セミナー事業	子どもの成長や親の役割、青少年の抱える諸問題等について、大学教授等の専門分野の講師による市民向けセミナーを行う。	子供未来局
79	市営住宅の優先入居	ひとり親世帯、子育て世帯及び多子世帯については、市営住宅入居の定期募集において、抽選優遇措置を実施する。また、定期募集とは別に、ひとり親世帯、子育て世帯及び多子世帯を対象とした入居者募集を実施する。	都市整備局

20 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭（暴力から逃れるために避難したが離婚が未成立である場合や夫等が離婚に応じない状況にある場合等、実質的な母子家庭を含む）の母、またはこれに準じる事情にある女子が、生活上の様々な問題のため子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
80	住宅セーフティネット制度（情報提供）	住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮する者）に対して、その入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の情報や、住まい探しのお手伝いや入居後の生活支援を行っている居住支援法人 ²¹ の情報を紹介する。	都市整備局

（3）経済的支援

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
81	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料を無償とする。また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯等の子どもたちの利用料を無償とする。	子供未来局
82	保育料の負担軽減	低所得のひとり親世帯・障害者世帯に対し、保育料の費用負担を軽減する。	子供未来局
83	子ども医療費助成	子どもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康維持と福祉の増進を図るため、子どもにかかる医療費のうち保険診療による自己負担分を助成する。	子供未来局
84	母子・父子家庭医療費助成	母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童及び父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成する。	子供未来局
	新生児聴覚検査費用助成事業	再掲 No. 49	子供未来局
	フッ化物歯面塗布助成事業	再掲 No. 50	子供未来局 各区役所
	フッ化物洗口事業 継続補助金事業	再掲 No. 51	子供未来局
85	幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、幼児を対象とした多様な集団活動事業（インターナショナルスクール等）を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料に関する給付金の支給を行う。	子供未来局
86	児童手当支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童の養育者に対し、児童手当を支給する。	子供未来局

²¹ 居住支援法人

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、居住支援法人を行う法人として、都道府県が指定するもの。住宅確保要配慮者の住まい探しの相談・情報提供や入居後の生活支援などを行っている。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
87	児童扶養手当支給	ひとり親家庭において養育される児童の心身の健やかな成長と当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として、ひとり親家庭の母または父もしくは父母のない児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給する。	子供未来局 各区役所
88	仙台すくすくサポート事業ひとり親家庭等支援助成金事業	仙台すくすくサポート事業を利用したひとり親家庭等に対して、援助活動の利用の際に、協力会員へ支払う報酬への一部助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	子供未来局
89	養育費の確保に関する支援の推進	ひとり親家庭における養育費確保を推進するため、弁護士や専門相談員による相談対応や家庭裁判所等への同行支援を行うほか、公正証書等作成に要する費用及び養育費保証契約の保証料を助成する。	子供未来局
90	病児・病後児保育事業における利用料金の減免	利用者の経済的負担を軽減するため、市民税非課税世帯の方が本市の運営する病児・病後児保育を利用した場合の利用料金を減免する。	子供未来局
91	生活保護	憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 生活保護法に基づき、被保護者の必要に応じ、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助（生業や技能修得、高等学校等就学に必要な給付）、葬祭扶助を適用する。	健康福祉局 各区役所
92	生活困窮者等家計改善支援事業（仙台市家計相談プラザ）	生活困窮者、生活保護受給者を対象に、家計収支のバランスが取れていないなど、家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を適切に把握し、その改善の意欲を高めるとともに、自ら管理ができるように支援する。	健康福祉局
93	生活福祉資金貸付	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的立ち直りと生活の安定向上のため、資金の貸付と必要な援助及び指導を行う。	健康福祉局
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	再掲 No. 35	子供未来局 各区役所
94	就学援助制度	教育の機会均等を図るため、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等の教育費の一部を援助することにより、児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにする。	教育局
95	市営住宅家賃の軽減	市営住宅入居者で、収入が著しく低額な世帯や、病気や災害によって家賃負担が困難な世帯を対象に家賃の減免を行う。	都市整備局
96	高等学校等修学資金借入支援制度	高等学校等の教育に必要な資金の融資（国の教育ローン）を日本政策金融公庫から受けた生徒の保護者に対して、在学期間中に支払った利子を補給する。	教育局

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	再掲 NO. 15	子供未来局 各区役所
97	奨学金返還支援事業	地域産業の担い手となる人材の確保及び定着を促進するため、奨学金の返還を要する若者に対し、仙台市内の認定中小企業への正規雇用での就業を条件に奨学金の返還の補助を行う。	経済局
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	再掲 No. 32	子供未来局 各区役所
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等	再掲 No. 33	子供未来局 各区役所

3 支える仕組みづくり

(1) 相談支援事業の充実と情報提供

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
98	子供家庭総合相談事業	区役所において、子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供する。 家庭児童、婦人保護、ひとり親家庭及び母子保健の4分野に関する相談に対応し、必要に応じて支援関係者等で構成する処遇会議において処遇方針を立てて相談者への支援を行う。相談には、家庭相談員（家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員）、社会福祉主事及び保健師が対応にあたり、総合的な枠組みで、対象者を必要な支援制度につなげる。また、複雑な問題を抱えるケースに対応するため、児童相談所や発達相談支援センターをはじめとする各種分野の関係機関等との連携を強化するとともに、研修などの実施により、相談にあたる職員の援助能力の向上を図る。	子供未来局 各区役所
99	子ども家庭応援センター	各区・宮城総合支所に子ども家庭総合支援拠点を整備するとともに子育て世代包括支援センター等と連携し、「子ども家庭応援センター」として養育上の課題を抱える子育て世帯へ総合的な支援を行う。	子供未来局 各区役所
100	妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うワンストップ ²² 拠点である区役所家庭健康課及び総合支所保健福祉課を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、保健師等が妊産婦からの相談に総合的に対応するとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。	子供未来局 各区役所

22 ワンストップ

福祉行政サービスにおいては、相談窓口を一本化する総合窓口の設置や情報システムの導入による複数手続きの連動等で、手続きにかかる負担を軽減するサービスの提供方法をいう。また、必要なサービスを適切に提供するため、対象者に個別的・継続的・制度横断的な寄り添い支援を行うことも含めていう場合もある。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
101	妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）	予期しない妊娠等、妊娠（妊娠の疑いがある場合を含む）により悩みを抱える者、産後の心身の不調や子育てにより悩みを抱える者等への相談対応や保健指導を行う相談窓口を設置する。	子供未来局 各区役所
	幼児健康診査及び事後指導	再掲 No. 53	子供未来局 各区役所
	特定妊婦への支援	再掲 No. 45	子供未来局 各区役所
	のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業	再掲 No. 57	子供未来局
102	暮らし支える総合相談	経済生活問題、家庭問題、健康問題など生活上の様々な困りごとに対して、弁護士や臨床心理士等の専門家による対面相談を行う。また、対面相談での助言内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが、各種支援制度や社会資源の利用調整などの支援を継続的に行う。	健康福祉局
	生活困窮者等家計改善支援事業（仙台市家計相談プラザ）	再掲 No. 92	健康福祉局
	生活困窮者自立支援事業（仙台市生活自立・仕事相談センター運営業務）	再掲 No. 37	健康福祉局
103	仙台いのち支えるLINE相談	若年者の身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用したチャット形式の相談窓口を開設し、様々な困りごとや悩みごとに対して、専門のカウンセラーがアドバイスをしたり、適切な相談窓口の紹介を行う。	健康福祉局
104	子育て何でも電話相談・面接相談・子どもメール相談（子育て何でも相談）	母親等からの子育てに関する悩みや不安についての相談窓口として幅広い相談に対応し、家庭での子育てを支援する。また、相談の内容により、必要に応じて専門機関を紹介する。	子供未来局
105	女性相談【男女共同参画推進センター】	家族や子育て、人間関係、配偶者からの暴力、生き方、こころの問題等、女性からの様々な相談に女性相談員が応じ、女性の自立を側面から援助する。	市民局
106	ヤングテレホン相談・面接相談・子どもメール相談（青少年相談）	青少年や保護者からの悩みや不安について相談を受け、問題の整理や助言を行う。また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応する。	子供未来局

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
107	ヤングケアラー電話相談・面接相談・メール相談(ヤングケアラー相談)	ヤングケアラーが家事や家族の世話をする中で不安を感じたり困ったりしていることについて、相談に応じる。また、相談の内容により、必要に応じて専門機関を紹介する。	子供未来局
	ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン	再掲 No. 25	子供未来局
108	窓口・制度につながる相談支援体制づくり	様々な理由で相談窓口、各種支援制度につながる事が難しい子育て世帯を対象に、SNS を活用した窓口を開設するなど、相談しやすい体制づくりを検討する。	子供未来局
109	配偶者暴力相談支援センター事業	「女性への暴力相談電話」、各区保健福祉センター等の「子供家庭総合相談」及び男女共同参画推進センターの「女性相談」において、配偶者等からの暴力の相談に応じ、問題の解決に役立つ情報提供や助言を行う。緊急時には、安全確保の相談に応じ、保護命令制度について、情報提供や利用支援を行う。また、その後の生活について、各種行政サービスや福祉制度の利用支援、就業や自立に向けた支援を行う。	市民局 子供未来局 各区役所
110	ひとり親家庭等相談支援センター事業(専門相談・セミナー事業)	母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターにおいて、ひとり親家庭等の自立に向けた就労、生活等に関する相談及び情報提供を行う。 母子家庭相談支援センターにおいて、低収入や借金、養育費等の経済的な問題の解決や、子どもの学費や生活費の工面などの家計管理について、詳しく学ぶことができるセミナー等を開催するとともに、家計や就労に関する専門家による個別相談、助言を行う。また、父子家庭相談支援センターにおいて、債務問題や養育費等の法律や生活上の諸問題に対応する弁護士による専門相談を行う。	子供未来局
	ひとり親家庭等相談支援センター事業(就業相談・就業情報提供事業・就業支援セミナー)	再掲 No. 30	子供未来局
111	ひとり親家庭等生活向上支援事業	ひとり親家庭等を対象に、居宅への訪問による相談支援や区役所等支援機関への同行支援、メールを活用した相談や平日夜間・土曜日の対応を行う。また、専用ホームページによる情報発信、支援制度の申込時期にプッシュ型でお知らせする。	子供未来局
112	ひとり親サポートブックの作成・配布	ひとり親家庭等を対象とした福祉制度の周知、情報提供等を行うため、ひとり親サポートブック「うえるびい」を作成・配布する。 また、「うえるびい」の用途別簡易版リーフレットを作成し、対象者の必要に応じた制度案内を図る。	子供未来局

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
113	困難を抱える女性への支援（出張相談会等）	さまざまな背景により困難を抱える女性への支援として、既存の相談機関に敷居の高さを感じている人が気軽に相談できる機会を設ける出張型相談会を開催する。また、心と体を休めるための居場所を提供し、次のステップに進むための支援を行うレスパイト ²³ 事業、生理用品等の配布、10代で十分な学びの経験を得られず就業や日常生活において影響を受けている女性に向けキャリアカウンセリングと伴走型の個別学習支援を並行して実施する学び直しプログラム提供事業、困難を抱える女性を発見するための夜回りと居場所の開設を行うアウトリーチ型相談支援事業を実施する。	市民局
114	自助グループへの支援【男女共同参画推進センター】	男女共同参画の視点で推進センターを利用する自助グループに対し、ミーティング会場の年間予約等の支援を行う。	市民局
	教育相談室	再掲 No. 68	教育局
115	児童相談所の機能強化	児童虐待や非行等様々な問題を抱える子どもへの相談・援助を行うため、児童虐待に対応した人員体制や職員の専門性の強化など、児童相談所の機能強化を図る。	子供未来局
	ふれあい広場・就労支援活動	再掲 No. 19	子供未来局
116	子育てに関する情報発信の充実	ホームページ及びスマートフォン向けアプリ「せんだいのびすくナビ」等により、本市における子育てに関する情報を総合的に発信し、必要とする人に効果的に届けるための情報発信の充実を図る。	子供未来局

(2) 支援する人材・体制づくりと各種機関・団体の連携

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
117	母子保健事業における関係機関との連携	妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児等訪問指導等の各種母子保健事業の機会に、産婦人科・小児科等の母子保健に関わる機関と連携することにより、養育支援が必要な子どもと家庭を早期に発見し、必要な相談・指導・支援を行うことで、子どもに対する適切な養育環境を整える。	子供未来局 各区役所
118	保健師等母子保健従事者の職員研修の充実	児童虐待予防に向けた養育支援などを含む子育て支援に関わる専門職種の研修の充実に努め、職員の専門性、技術の向上を図る。	子供未来局
	妊娠・出産包括支援事業	再掲 No. 100	子供未来局 各区役所

²³ レスパイト
一時的な休息

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
119	新生児訪問等	保健所職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）による新生児の全数訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境の把握をし、適切なサービス提供につなぎ、乳児のいる家庭と地域社会とをつなぐ最初の機会とすることで、家庭の孤立の防止を図る。	子供未来局 各区役所
120	保育専門技術向上支援事業（スーパーバイズ事業）	子ども一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細やかな保育を実現するとともに、保護者への適切な支援を図るために、発達心理学や臨床心理学の外部専門家等による、保育所への巡回相談を実施する。困難ケースを抱えている保育所を対象に、スーパーバイザーにより個々のケースの適切な理解や具体的な対応のアドバイスを行う。	子供未来局
121	特別（保育）支援コーディネーター養成事業	障害児のほか、いわゆる「気になる子ども」や育児が困難な保護者への支援を行う保育士等の知識技術の向上を目指し、初級研修、フォローアップ研修、チーフコーディネーター研修等、各種研修を実施する。このことにより、保育所内で核となる人材の育成を図り、ケース会議の運営や困難クラスへの支援等の質の向上につなげる。	子供未来局
	保育所等地域子育て支援事業	再掲 No. 60	子供未来局
	地域子育て支援事業【幼稚園・認定こども園】	再掲 No. 65	子供未来局
122	要保護児童対策地域協議会	虐待を受ける要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦の早期発見と適切な保護・支援を目的に、関係機関が情報を共有し連携して支援を行うための協議会を設置する。	子供未来局 各区役所
123	小地域福祉ネットワーク活動	地区社会福祉協議会が実施する小地域福祉ネットワーク活動の中で、子育て家庭等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、民生委員児童委員やボランティア団体等との連携による子育てサロン等の活動を推進する。	健康福祉局
124	民生委員児童委員・主任児童委員 ²⁴ による相談活動の推進	子育て家庭等が抱える悩みについて相談に応じ、利用できる制度、施設等について助言し、問題の解決に努めることにより、地域における福祉の向上を図る。	健康福祉局 子供未来局
	のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業	再掲 No. 57	子供未来局

24 民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、無報酬のボランティアとして、地域での住民への相談援助、福祉事務所等関係行政機関の業務への協力などの活動を行う。また、児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねる。

児童委員は、地域の子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
	地域子育て支援事業【児童館・児童センター】	再掲 No. 71	子供未来局
125	児童館による地域交流	地域との連携事業の実施や交流活動を通して、地域コミュニティの活性化を図るとともに、子育て支援クラブや子ども会などの児童館を拠点に活動する、児童の健全育成を図る団体の育成支援を行う。	子供未来局
126	児童館等の職員研修の充実	放課後児童支援員等の必要な知識及び技能の習得を目的に、児童の発達や要支援児への対応等に関する研修会を実施する。	子供未来局
	子供家庭総合相談事業	再掲 No. 98	子供未来局 各区役所
	生活困窮者自立支援事業（仙台市生活自立・仕事相談センター運営業務）	再掲 No. 37	健康福祉局
127	精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」 ²⁵ による思春期問題研修講座	思春期の事例に関わる教職員や行政職員等を対象として、思春期の精神保健に関する基本的な知識を提供し、より良い関わりにつなげる。	健康福祉局
128	関係機関へのひとり親家庭等支援情報の提供	ひとり親家庭等の支援に関係する機関・団体等へのひとり親サポートブック「うえるびい」や各種事業の案内チラシ等の配付により、支援施策に関する情報提供を行い、ひとり親家庭等へ必要な情報の周知を図る。	子供未来局
129	ひとり親家庭等相談支援センター事業による相談員研修	各区の母子・父子自立支援員（家庭相談員）、ひとり親家庭相談支援センター事業の相談員、各区保護課においてひとり親家庭の相談支援にあたる職員等に対する研修会を実施し、地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、相談支援業務に必要な専門知識の普及、資質向上のための事例研究等を行う。	子供未来局
	ひとり親家庭等生活向上支援事業	再掲 No. 111	子供未来局
	母子生活支援施設における支援	再掲 No. 77	子供未来局 各区役所
	困難を抱える女性への支援（出張相談会等）	再掲 No. 113	市民局

²⁵ 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」

こころの健康や精神障害者の保健福祉に関する相談、精神障害に関する知識の普及啓発、専門的な知識に基づいた技術支援や、精神障害者の社会復帰に関するケア指導などの幅広い業務を行う精神保健福祉の専門機関。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
130	生活保護現業職員（ケースワーカー等）研修	生活保護現業職員（ケースワーカー等）として必要な知識及び基本的姿勢を習得し、業務遂行能力の向上を図る。	健康福祉局
131	スクールソーシャルワーカー ²⁶ 活用事業	教育委員会に配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築や連携・調整を行う。また、学校内におけるチーム体制を構築し、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供を行うとともに、教職員等への研修活動を実施する。	教育局
132	小中高等学校生徒指導担当者会（教員への子どもの貧困問題に関する研修）	教職員に対して、スクールソーシャルワーカー等の活用について、積極的に周知し浸透させていく研修会を実施する。	教育局
	児童相談所における支援	再掲 No. 24	子供未来局

（3）専門的な支援を要するケースへの対応

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
133	母子保健事業における養育相談・虐待予防	家庭訪問や各種健診等を通じて支援を要する家庭の把握に努め、保健師等の専門職の面談等により育児不安やストレス等を抱える母親に対する相談支援を行うほか、定期的に虐待予防へ向けた教室や育児相談会を実施し、子育てに寄り添った支援を行う。	子供未来局 各区役所
134	精神保健福祉総合センター「はあとぽーとと仙台」による地域総合支援事業、精神保健福祉相談	保健所、精神科医療機関及び精神障害者に対する福祉サービスを提供する事業所等の関係機関が行う精神障害者等への支援に対し、地域精神保健福祉活動、地域移行支援及び地域定着支援等の技術援助を実施する。 ひきこもりや不登校、家族関係の問題などを抱えた本人及び家族のこころの悩みに関する相談を受け、必要に応じて関係機関とも連携しながら支援を行う。	健康福祉局
135	発達相談支援センター「アーチル」 ²⁷ による障害児相談支援、施設支援	発達の遅れや障害特性による育ちや暮らしの困難さなどについて、各区保健福祉センターや保育所、幼稚園、学校等からの紹介、あるいは本人・家族からの相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を行う。	健康福祉局

²⁶ スクールソーシャルワーカー

学校教育現場や教育行政に配置される、社会福祉の知識、技術を持つ専門職。いじめや不登校、児童虐待等の背景には家庭等の環境の問題があると考えられ、関係機関等との連携のもと様々な環境に働きかけることで課題解決を図るコーディネーター的な存在が求められたことから、平成20年に文部科学省において、スクールソーシャルワーカー活用事業が制度化され、全国で実施されるようになった。

²⁷ 発達相談支援センター「アーチル」

乳幼児から児童・成人までの発達障害（疑いを含む）のある方とその家族の相談に応じ、関係機関との連携のもと、ライフステージを通じて本人と家族の地域生活を支える相談支援機関。北部（青葉区、宮城野区、泉区）と南部（若林区、太白区）の2館で支援を実施。

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
	児童相談所における支援	再掲 No. 24	子供未来局
136	児童相談・心理指導・親子こころの相談／児童相談所	児童相談所において、子どもと保護者の精神的問題などについて、児童福祉司、児童心理司、保健師等が児童及びその保護者からの相談を受け、助言・指導や継続的な心理面接等を行う。また、必要に応じ、嘱託医による診察も実施する。	子供未来局
137	児童相談所の専門性強化	専門性強化を図るため、児童福祉司任用前講習・任用後研修、面接スキル等の研修を実施するとともに、外部の専門機関等が開催する各種研修会等への参加に取り組む。	子供未来局
	社会的養護自立支援事業(22歳までの居住支援・生活支援)	再掲 No. 27	子供未来局
	児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア	再掲 No. 28	子供未来局
138	児童虐待予防啓発	児童虐待対応をテーマとした講習会や児童館、保育施設等の職員を対象とした研修会を開催するほか、市内医療機関とのネットワークの構築・強化に努め、虐待の発生予防や早期発見・早期対応の取り組みを推進する。	子供未来局
	子ども家庭応援センター	再掲 No. 99	子供未来局 各区役所
	配偶者暴力相談支援センター事業	再掲 No. 109	市民局 子供未来局 各区役所
139	配偶者からの暴力被害女性の心理面の回復に向けた講座等の実施	配偶者からの暴力被害女性の心理面の回復に向けた講座等を実施し、自立に向けた支援を行う。	市民局
140	母子家庭相談支援センターにおける支援	母子家庭相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力被害によりひとり親となった女性の自立に向けた就労、生活等に関する相談等を行うにあたり、相談者が置かれた状況に配慮して、精神的な立ち直りに寄り添う傾聴から、具体的な就労に向けた支援まで、相談者の回復に合わせた支援を行う。	子供未来局
141	母子生活支援施設緊急一時保護事業	緊急に保護を要する女子及びその者の監護すべき児童を、一時的に母子生活支援施設において保護し、必要な相談・指導・援護等を行う。	子供未来局 各区役所

No.	事業名	事業概要及び計画概要	担当局
142	障害者就労支援センター	障害のある方の就労に関して、障害者やその家族、事業者などからの様々な相談に応じる。就労希望者には、就労に向けた準備や求職活動を支援し、企業見学や職場体験実習の調整等を行う。個々人の状況に即した支援を行うため、福祉や医療、学校、生活支援機関や労働関係機関等の様々な支援機関との連携を行う。	健康福祉局
	スクールカウンセラー配置事業	再掲 No. 23	教育局
	仙台いのち支えるLINE相談	再掲 No. 103	健康福祉局

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 生活困窮家庭やひとり親家庭等への支援は、幅広い分野に関わることから、庁内の関係各局・区で構成する連絡調整会議を活用し、子どもの貧困対策及びひとり親家庭等の自立促進に関する課題意識の共有を行い、効果的な連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、これら取り組みを進める上では、子育て支援に関わる各種専門機関やNPO、地域団体等との情報共有を密に行い、連携・協力しながら、親子が安心して生活していくことができる仕組みづくりを進めます。

2 各施策の実施状況の把握

- 事業実態が利用者数等の数値で把握することが可能な次の事業については、実施状況を毎年度確認し、その内容を公表するとともに以降の施策の展開に生かしていくこととします。

事業
学習・生活サポート事業
中途退学未然防止等事業
スクールカウンセラー配置事業
社会的養護自立支援事業
ひとり親家庭への就業相談・就業情報提供事業
子供家庭総合相談
ひとり親家庭への専門相談・セミナー事業
ひとり親家庭等生活向上支援事業

3 調査

- 令和3年度実施の「子どもの生活に関する実態調査」の手法等を基本としながら、適切な現状把握のための見直しを検討したうえで、令和8年度を目途に調査を実施します。

4 次期計画の検討

- 上記調査結果等を参考として、外部の第三者の意見を受けながら次期計画策定と各施策内容の検討等を進めます。

參考資料

仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会

設置要綱

(令和4年5月20日 市長決裁)

(設置)

第1条 本市における子どもの貧困対策並びに母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦に対する福祉サービスや自立支援策に係る計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 本市の子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための施策に関する基本的な方針に関すること
- (2) 本市の子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための施策に関し、本市が講ずべき具体的な措置に関すること
- (3) その他計画に係る必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、支援団体関係者、弁護士、専門機関関係者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子供未来局子供育成部子供支援給付課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から実施する。

**仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会
委員名簿**

役 職	氏 名	職業又は所属・役職等
	いがらし あや 五十嵐 文	宮城県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンターせんだい 所長
	おおぬま はな 大沼 華菜	市民公募委員
	かわばた ちひろ 川端 千尋	仙台市母子家庭相談支援センター 所長
会長 職務代理	きみじま まさし 君島 昌志	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授
	こいわ たかこ 小岩 孝子	特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家 理事長
会長	すがた けんじ 菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会 会長 仙台市つばさ荘 施設長
	たちおか まなぶ 立岡 学	一般社団法人 パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事 特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台 理事長
	たなか たかこ 田中 孝子	仙台市小学校長会 仙台市立八本松小学校 校長
	ひぐち ひろし 樋口 広思	国立大学法人 宮城教育大学教育学部 特任准教授
	みうら じゅん 三浦 じゅん	弁護士

つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン（令和5年度～9年度）

策定経過

年 月 日	会 議 等
令和3年11月1日 ～12月17日	仙台市子どもの生活に関する実態調査実施
令和4年5月20日	市議会常任委員会報告 ・「(仮称) 仙台市子どもの貧困対策計画・ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について ・仙台市子どもの生活に関する実態調査について
令和4年7月29日	第1回仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会 (1) 協議事項 ・協議会の運営 (2) 報告事項 ・仙台市子どもの貧困対策計画・ひとり親家庭等自立促進計画の策定について（趣旨説明） ・仙台子ども応援プラン（平成30年度～令和3年度）及び仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン（令和2年度～令和3年度）の実績について ・仙台市子どもの生活に関する実態調査の結果について
令和4年10月7日	第2回仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会 (1) 報告事項 ・第1回計画策定協議会における協議事項及び各委員からの主な意見 (2) 協議事項 ・子ども・子育ての現状と課題について ・(仮称) 仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画 骨子案について
令和4年10月27日	第3回仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会 協議事項 ・(仮称) 仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画 素案について
令和4年11月18日	第4回仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会 協議事項 ・つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン（仙台市子どもの貧困対策計画・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画） 中間案について ・パブリックコメント手続きの実施について
令和4年12月22日 ～令和5年1月20日	パブリックコメント
令和5年2月6日	第5回仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会 (1) 報告事項 ・つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン（仙台市子どもの貧困対策計画・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画） 中間案に対するパブリックコメントの実施結果について (2) 協議事項 ・つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン（仙台市子どもの貧困対策計画・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画） 最終案について

つなぐ・つながる
仙台子ども生活応援プラン
仙台市子どもの貧困対策計画
仙台市ひとり親家庭等自立促進計画
(令和5年度～令和9年度)

発行 仙台市子供未来局
子供育成部子供支援給付課

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
電話 022-214-8108
